
平成29年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成29年12月15日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成29年12月15日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	古崎 敏雄君	東和総合支所長	……………	山崎 実君
橘総合支所長	……………	林 輝昭君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	村岡 宏章君
総務課長	……………	岡本 義雄君	財政課長	……………	重富 孝雄君
社会教育課長	……………	藤井 郁男君	水産課長	……………	瀬川 洋介君
契約監理課班長	……………	伊藤 和也君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。12月8日の本会議に続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

先ほど、永田教育次長及び藤井社会教育課長から、12月8日に行った教育委員会所管施設の指定管理者の指定についての質問に対する答弁の追加と発言の訂正を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） まずもって、行政手続法に関しまして理解不足から大変御迷惑をかけ、大変申しわけございませんでした。

田中議員さんより、指定管理者の優先交渉権者とならない非選考団体に対しまして、行政手続法にのっとりた手続では、優先交渉権者とならなかった理由を提示する必要があるのではないかと御質問についてでございますが、お答えをさせていただきます。

指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経て行うものであり、行政手続法による第3条第1項の適用除外による規定により、同法第2章、申請に対する処分、同3章、不利益処分等の規定には、適用されないものと考えております。

また、指定管理者の選定されなかった団体への結果通知につきましては、行政手続法や周防大島町行政手続条例に規定する処分性はないものと考えており、選定の理由を示す必要はなかったと判断をしております。どうぞ御理解を賜われますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） 失礼します。12月8日に開催されました平成29年第4回周

防大島町議会定例会において、御審議をいただきました議案第18号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定についてにおきまして、田中議員さんより御質問がありました日本ハワイ移民資料館の年間修繕費の予算につきまして答弁をした際、久賀歴史民俗資料館等の年間修繕費である50万円と誤認して答弁をいたしました。正しくは、日本ハワイ移民資料館の修繕費は10万円です。答弁の訂正をさせていただきます。

この金額につきましては、平成29年度までの修繕費ということで、平成30年度からは、日本ハワイ移民資料館は10万8,000円、久賀歴史民俗資料館等は54万円となります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が7名でありますので、通告順に質問を許します。2番、新田健介議員。

○議員（2番 新田 健介君） 皆様、おはようございます。2番、新田健介でございます。本日は、発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは早速ですが、通告どおり質問をさせていただきたいと思っております。

本日は、こども議会の開催について、お伺いさせていただきたいと思っております。

現在、全国の数多くの自治体で、こども議会を開催しております。小学生と中学生に絞っているところや高校生を中心としているところなど、その実施形態や審議内容などについては、実施する議会ごとに違いはあるものの、いずれの自治体でも、未来の有権者である子供たちに、議会、そして行政の仕組みを理解してもらうことや、町の将来について、より深く考える場を提供することを目的として開催されていると考えられます。

先月にも、山口県議会では、やまぐち高校生県議会を実施しておりまして、高校生が県の将来について、県知事ほか県幹部に質問、そして提言する模擬議会が行われております。自分の住んでいる町に、より関心を持ってもらい、自分の夢、そして希望などを織り交ぜながら、行政に対する要望や質問を発表する機会を提供し、子供だからこその目線の意見を今後の行政運営に反映していくことも大切なことと考えます。

未来の有権者、そしてこれからのまちづくりの一翼を担ってもらう子供たちを、このこども議会を通して育てていけるのではないかと考えます。こども議会を開催すれば、その保護者や周りの方々も傍聴に来られる可能性が高まりまして、さまざまな方の関心をこの議会に集めることもできると思っております。

今回の私の要望は、高校生だけではなくて、島内の小中学生も対象にし、議員を選び、まちづくりや教育行政など、生徒に身近なテーマについて、一般質問形式で、町長をはじめとした執行部の皆様に質問、そして提案する形式とし、記念行事として数年に一度開催という形ではなく、

継続的あるいは定期的に実施することを期待しております。このこども議会の開催について、今後の開催の可能性をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 新田議員さんのこども議会の開催についての御質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

こども議会につきましては、議会というものを理解するには大変よい機会ではありますが、学校のカリキュラムの調整とか、または学習指導要領等との関係もありますので、学校現場とも協議しながら検討することが必要となってまいります。具体的には教育委員会との調整が不可欠ですが、検討してまいりたいと考えております。

こども議会を体験することによりまして、町政を身近に感じてもらい、議会や行政の仕組み、そして地方自治の本旨であります住民自治の姿の一端を学ぶということを目的に、身近な問題を取り上げることで、将来の社会参画への意欲を育むことにもつながるといふふうに思っております。未来を背負う子供たちが、自分たちの町がこうなったらもっとよくなるんじゃないか、あるいは自分もこんなことをやってみようということを出し合って、大人も子供も一緒になって周防大島町をいい町に変えていくという機会となることが期待されるというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、こども議会の開催につきましては、学校教育現場との連携が不可欠になると考えておりますので、関係部署との協議検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。検討をしていただけるということで、本当にありがたいことでございます。

学校現場は、実際本当に大変だと思います。生徒、そして先生方も、勉強だけでなく地域の行事、そしてクラブ活動、本当にスケジュール的にいっぱいだと思います。しかしながら、そういう中でもこの町に、町長も中におっしゃっていましたが、興味を持ってもらうため、そしていつの日か、ここを周防大島を次世代の子供たちに守ってもらうためにも、こういった今回御提案しているこども議会は有効な手段だと考えておりますので、ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

ちなみに、御検討をいただけるという中で、高校生、小学生、中学生はもう当然大きくなって卒業していくわけですが、一人でも多くの子にチャンスを与えるという意味でも、早期の開催をお願いしたいわけですが、最短で大体どれぐらいでいけるものなのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 最短でいつかということですが、まさにそれを検討協議をしたいと、始めたいというふうには思っているところでございまして、今、議員さんからもお話がありましたように、学校教育現場はそれぞれ小・中・高と、それぞれの教育現場でも大変カリキュラムが、どういいますかね、詰んできているというふうに見ているわけでもございまして、これらの間をとか、または総合学習の時間とかを活用してというふうなことも、先般、教育長とも話をしたわけですが、いずれにいたしましても、それぞれの関係部署との協議検討ということが非常に重要になってまいりますので、今、ここでしつぽを切るということにはなかなかならないと思いますが、いずれにいたしましても、その協議検討を始めさせていただきたいと思っているところでございます。

また、もう一つ別の視点からでございますが、平成27年6月に公職選挙法が改正されました。選挙権の年齢が満20歳から満18歳に引き下げられたということになりました。こども議会の開催によりまして、未成年者に対する政治的啓発や教育的な効果についても期待されるというところがあると思います。

本町では、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から適用されております。満18歳以上が選挙権を持つことになりまして、一人の大人としての義務と責任を果たす必要があります。そうした意識の向上を図る上で、選挙権の有無にかかわらず、こども議会のように政治参加をテーマとした取り組みを行うことは、大変有効なことと考えておりますので、議員さんの御提案については、真摯に検討をしてみたいというふうには思っているところでございますので、この場でいつからということが申し上げられないのが残念ですが、いずれにいたしましても検討させていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。そうですね。満18歳以上が選挙権を持って、主権者教育が非常に重要になってくると思います。そこを踏まえて、ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

本当にこの議会、ここに来てこども議会をしっかりと開催するというのが難しいようであれば、まずは、例えば子供たちに教育の一環としてここを見に来てもらう、ツアーを観光するとか、私たちが学校に出向くという形もとれると思いますので、何らかの形で、彼らの本当に純粋な意見というの、しっかりと組んでいけたらいいなと思います。

もう最後になりますけれども、私自身も何年かにわたりまして、学校運営協議会の教育活動推進員として、小学校、中学校の英語教育のアシスタントとして学校に行っております。

そういった中で、現場で子供たちに触れ合っていると、さっきも言いましたように、僕らが考

えつかないようなアイデア、そして純粋な思いを持っております。これが、おそらく子供たちが質問をしたら、町長はやさしく答えざるを得ないと思うんですね。それも大切だと思います。

町民がわかる議会、わかる答え。僕らが、わからないような難しい表現じゃなくて、子供に対しては、もうしっかりと説明しないとイケない。それを町民にしっかりと見せてほしい。そういった意味でも、このこども議会が、テレビを通して皆さんが見ることが重要だと思っておりますので、本当に開催を期待しております。

未来のその有権者である子供たち、この島の将来を担ってもらう子供たち、その彼らと実際にこども議会を行って、しっかりと執行部の皆さんと意見交換をしていただきたいと思っております。

ぜひとも執行部の皆様の前向きな御検討を切に願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございます。

.....

○議長（荒川 政義君） それでは、次に5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回も、極めて基本的な御質問を用意しましたので、教科書どおりの御答弁をいただければ、スムーズに進むと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、町長交際費についてお尋ねをいたします。

交際費は、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上あるいは地方公共団体の利益のために、地方公共団体を代表し、外部とその交渉をするために要する経費であるということは、殊さら申し上げるまでもなく、十分に御認識されていると思ひます。

では、年間300万円の予算が計上され、周防大島町になってからでも、約2,000万円の公金を使用しております本町の町長交際費につきまして、具体的にどのような使い方がされ、それに対してどのような成果が得られているのか。費用対効果という観点のもと、短期的・長期的視点から、具体例をもってわかりやすく御答弁をお願ひいたします。

さらに、これまで平均して50%程度の執行率にとどまっております町長交際費につきまして、新年度予算においてどのような規模で編成を行う方針であるのか、簡潔に御答弁をお願ひいたします。

次に、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。

今年度の公募施設につきましては、久賀歴史民俗資料館等について2団体の応募、竜崎温泉とハワイ移民資料館がいずれも現管理者のみの応募、陸奥記念館等と橘ウインドパークは応募者なしという低調な状況であったということですが、このような低調な応募の現状をどのように受けとめておられるのか、簡潔に御答弁をお願ひいたします。

また、議案審議におきましては、選定委員会におけます委員個別の採点結果につきまして、情報公開条例の規定に基づき答弁できないということでありましたが、では、この選定委員会の個

別採点結果が非公開になるという根拠を、情報公開条例の根拠規定とその条項に、どのような理由をもって該当するのかというところを具体的に御答弁をお願いいたします。

さらに、このような低調と言える応募状況、そして選定のあり方などを踏まえ、今後、本町の指定管理者制度運用をどのように行っていこうというおつもりなのか。現状どおりか、見直していくのかということだけで結構ですので、端的にお答えください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員さんの町長交際費についての御質問に、まずお答えをしたいと思います。

まず、交際費の使途の実態と認識についてという御質問でございました。周防大島町長交際費支出基準に基づきまして、職務上特に必要と認められる場合に社会通念上妥当な範囲内で支出をし、交際費の執行が町政関係者との円滑な交際に資するよう行っているところでございます。

使途の実態といたしましては、記念式典・慶事等に対する慶祝、香典・供花などの弔意、病氣・災害などに対する見舞い、各種団体等の構成員として支出する場合と各種団体等が行う懇談会等を目的とする会合の出席費用としての会費、来客を応接するための飲食、記念品等や有識者や各種団体との意見交換等を目的として行う懇談の接遇、各種団体等が行う事業の趣旨に対する賛助、町政協力者や視察訪問先等に対する謝意の支出項目により支出をいたしております。

平成28年度におけます執行状況は、慶祝や弔意などの慶弔費の合計は、59万4,400円で全体の56.8%、各種行事に係る情報交換会経費などの会費の合計は、20万2,600円で19.4%——済みません。先ほどの慶弔費が56.8%ですね。それで、今の会費の合計が20万2,600円で19.4%、手土産や協力団体への贈答などの接遇や謝意等の合計は24万8,871円で全体の23.8%となっており、支出状況につきましては、プライバシーに配慮が必要なものを除き、原則として公開をいたしております。

次に、交際費の認識についてであります。交際費は、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又はその執行機関が、行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするために要する経費であると解釈しているところでありまして、地方公共団体も社会の一構成員として社会的な実態を有し活動している以上、外部との接遇を行い、これに要する経費を交際費として公金をもって充てることは認められるべきと解されておりますが、当然にこの裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないものと示されております。

外部との懇談会や総会等は、いずれも町政についての理解を求める機会として、各種行政分野

に関する最新の情報、意見交換や意思疎通を目的とし、町政への理解を求め、町勢発展に協力するための情報交換及び委員等の相互の親睦を図るために開催されるものでありまして、町政運営の円滑、適正な遂行を図るための機会と捉えて出席をいたしているところでございます。

しかしながら、交際費の支出につきましては、公金で賄われる趣旨に鑑み、行政効果、公益性等を考慮し、疑念や不信を招かれることのないよう適切な執行に心がけるとともに、特に飲食を伴う会費の支出は、その性質上多種多様な用途にわたることから、誤解を招くことのないように慎重に努めてまいります。

次の2点目の新年度予算における方針でございますが、現在、平成30年度の当初予算編成に着手をいたしておりまして、この新年度予算の中では、第3次周防大島町行政改革大綱実施計画の前倒しによりまして、行財政改革に取り組むことといたしております。一般財源の不足に対応するために予算総額の縮減を念頭に、一般財源ベースで6.3%のマイナスシーリングを掲げ、財政調整基金等からの繰り入れに頼らない予算編成作業を進めているところであります。交際費の予算措置につきましても例外でなく、執行状況を精査して歳出削減に努力してまいりたいと考えております。

次の指定管理者公募選定と今後の指定管理者制度のあり方についてということですが、募集要項とか公募の状況につきましては、後ほど、それぞれの参与のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

今後の状況と、今後どのように運営していくのかということの御質問がございましたので、このことにつきましては、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

今後の指定管理者制度についてでございますが、本町におきましては、公の施設の管理に民間による利用者のサービス向上や経費節減等を図るため、指定管理者制度を導入してまいりました。

本制度の導入にあわせてガイドラインを作成し、指定管理者の優先交渉権者の選定時の公平性、公正性の確保や、競争性の向上、民間への市場開放を推進してまいりました。また、ガイドラインをもとに、指定管理者の経営安定化、効率化を図る制度運用を行ってまいりました。

今般、制度導入から10年を経過することを機に、これまでの施設管理者より得られた実績をもとに、今後の制度運用について、再度検討してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上が、今後どのように運営していくかということでございますが、ここで、今後はこのようにしますということが明確にはできませんが、ちょうど10年間のたつて、これからの指定管理者制度については、大きく検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、残りの質問につきましては、関係参与から答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、田中議員さんの質問の指定管理者公募選定と今後の指定管理者制度のあり方についての（１）公募の状況の産業建設部関係の答弁をさせていただきます。

まず、産業建設部の施設に関する募集要項と応募状況についてお答えします。

指定管理施設として、総合交流ターミナル、竜崎温泉潮風の湯、陸奥記念館・陸奥野営場・なぎさ水族館の３施設につきまして、来年３月に指定期間が満了となります。そのうち総合交流ターミナルにつきましては非公募とし、指定管理者選定委員会におきまして優先交渉権者を決定し、本定例会に指定管理者の指定議案として提出させていただいたところであります。

このたび指定管理者の公募としまして、竜崎温泉潮風の湯及び陸奥記念館・陸奥野営場・なぎさ水族館の２施設につきまして、８月１４日から９月１３日までの１カ月間を申込期間とし、ウインドパークにつきましては、８月２３日から９月２２日までの１カ月間を申込期間として町広報紙等に掲載し公募を行いました。その結果、竜崎温泉潮風の湯の応募者が、現在の指定管理者の有限会社千鳥の１社のみでございました。

また、行政報告でも御説明をいたしましたように、陸奥記念館・陸奥野営場・なぎさ水族館、ウインドパークについて公募をしましたが、指定管理者の応募者はございませんでした。そのため、この施設管理につきましては、現在の方針は、町直営での管理を予定しております。

竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定につきましては、既に本定例会初日に議案第２０号として提出し、御議決を賜ったところでございます。

この竜崎温泉潮風の湯の募集要項は、公の施設である竜崎温泉潮風の湯の管理運営について、温泉資源の有効に利用して住民の癒しの場と憩いの場を提供し、住民の健康増進と福祉の向上をあわせ、観光振興及び地域活性化につなげることを目的とし、地方自治法や周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、及び周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則などに基づき制定したものであります。

その募集要項の内容は、施設の概要、申請の資格、指定の申請、選定基準、管理の基準、業務及び業務の基準、利用料金に関する事項、管理運営に要する経費、指定期間、申込方法・スケジュール、指定管理者候補者の選定及び指定、協定の締結、参考資料などが記載、及び資料などを添付しておりました。

その中でも、選定基準は前回の募集要項と同様５つの基準の項目があり、配点表も変えておりません。例えば、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。公の施設の利用を最大限に発揮するものであること等があり、個々に点数が表示され、配点を合計すると１５０点満点で採点をするようになっております。

また、管理運営に要する経費の記載の中には、変更箇所として指定管理期間を５年間として

6,642万円以内と明記をしております。

なお、今回の募集要項では、原油価格の急激な変動により、指定管理期間内の事業年度ごと、燃料平均価格が、経済産業省資源エネルギー庁が公表する灯油配達現金価格、平成29年度の平均価格と比較して30%以上増額又は減額した場合、指定管理者と協議の上、次年度の指定管理料を変更できることを追加して記載しております。

審査結果につきましては、議案第20号の参考資料1のとおりであり、4名の選定委員により募集要項の審査基準に基づき、内容を応募者から確認して施設の性質を考慮し、慎重な審査を行い、指定管理者の優先交渉権者として有限会社千鳥を選定したところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 続きまして、教育委員会の施設に関する募集要項についてから御質問にお答えをさせていただきます。

指定管理施設として、日本ハワイ移民資料館、久賀歴史民俗資料館・町衆文化伝承の館・町衆文化の薫る郷公園の2施設につきましては、来年3月に指定期間が満了となります。

日本ハワイ移民資料館は、日本とハワイ移民の歴史をもとに、先人の功績を顕彰し、その事績資料等を収集し、保存し、かつ、その活用を図り、もって広く国際交流の発展向上を目的に管理運営を行う施設でございます。また、久賀歴史民俗資料館・町衆文化伝承の館・町衆文化の薫る郷公園は、地域の歴史的文化遺産である町衆文化の保存と継承及び生涯学習での活用を目的に管理運営を行う施設でございます。

平成29年7月3日、町文化財保護審議会委員、司法書士、山口大学特命教授、町教育委員、中小企業診断士の5名を指定管理者選定委員として委嘱をいたしました。同じく平成29年7月3日から7日にかけて、各委員に日本ハワイ移民資料館と久賀歴史民俗資料館等に係る審査票、選定基準及び審査方法について、それぞれの内容を検討していただき、その結果をもって平成29年8月4日から9月4日までを申込期間として、町広報紙等に掲載して募集を始めました。

指定管理者を募集するにあたり、募集要項には、施設の概要、申請の資格、指定の申請、選定基準、管理の基準、業務内容、利用料金に関する事項、管理運営に要する経費、指定期間、申込方法・スケジュール、指定管理者候補者の選定及び指定、協定の締結及び参考資料などを記載し、関連資料を添付しております。

その中で、選定基準は前回の募集要項と同様5つの基準の項目があり、審査票の配点も変わっておりません。例えば、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。公の施設の効用を最大限に発揮するものであること等があり、個々に点数が表示されて、配点を合計すると150点満点で採点をするようになっております。

また、管理運営に要する経費の記載の中には、周防大島町が支払う指定管理料の基準とする額、ハワイ移民資料館は指定管理期間5年間で総額1,633万円、久賀歴史民俗資料館は指定管理期間5年間で総額6,819万円以内と明記をしています。

以上、募集要項をもとに募集をいたしました。

応募状況につきまして、日本ハワイ移民資料館は現在の指定管理者である大島国際交流協会のみのお応募でした。久賀歴史民俗資料館・町衆文化伝承の館・町衆文化の薫る郷公園につきましては2団体の応募がありました。

日本ハワイ移民資料館及び久賀歴史民俗資料館・町衆文化伝承の館・町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定につきましては、既に本定例会の議案第17号、第18号で提出しており、御議決をいただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 田中議員さんの選定のプロセスについての御質問にお答えいたします。

まず、久賀歴史民俗資料館等についての選定委員会の会議の審査状況です。選定委員会は3回開催しております。

第1回選定委員会は9月12日に開催し、選定施設の募集要項、スケジュール、指定管理者選定に係る審査等について事務局より説明をし、審議を行っております。選定委員会での協議の結果、全ての会議は非公開で行うこととなりました。

第2回選定委員会は10月5日に開催し、2つの申請団体のヒアリングを実施したあとに、選定委員は審査票を採点し、点数集計により評点合計の高い、島の生活文化研究会を優先交渉権者に決定いたしました。その後、各選定委員より専門分野を中心に審査の講評をいただいております。その後、事務局は、審査結果、講評等をもとに、周防大島町久賀歴史民俗資料館等の指定管理者選定に係る報告書（案）を作成し、各選定委員に報告書（案）を送付して確認をいただきました。

そして、第3回選定委員会を10月26日に開催し、事務局より報告書について説明を行い、選定委員全員から了解をいただいております。

議事録、報告書の町ホームページへの掲載は、1月上旬に公表することを確認しております。その後、尾野委員長より椎木町長に対して、報告書を提出いたしました。

次に、審査結果に基づく個別採点結果についてでございます。審査基準に基づく評価点は、総合計のみの公表で、選定委員会の各選定委員の個別の評点までは公表するようにはしておりません。公開を行えば、町と選定委員との協力関係や信頼関係を損なう可能性がございます。

また、選定委員の評価点を公表すれば、指定管理応募者は、どの選定委員の評定が自己に不利に働いたかを考え、不服や批判が選定委員に向けられることも考えられ、選定委員が評価点をつ

ける際に心理的影響を受け、自己の見識や信念に基づいた自由な評価をするための意思形成に支障が生じ、選定委員会の公正かつ適正な審査が損なわれるおそれがあることから、周防大島町情報公開条例第6条第5号及び第6号に該当し、非公開が妥当と考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） お聞きしていないことまで御丁寧に御答弁をいただきましてありがとうございました。議案審議においても、これぐらい御丁寧に御答弁をいただきたいと思いますが、お聞きした内容で逆に御答弁をいただいていることもありますので、ちょっと再質問で聞いていきたいと思いますが。

指定管理のほうから再質問をさせていただきますけど、まず指定管理料のこれ全体の話になりますけど、指定管理料というものを指定期間中に変えることは——今回の協定部分についてですが、変えることがあるのか、変わらないということによろしいのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 指定管理料の全体の額の変更ということになろうかと思いますが、このたび竜崎温泉潮風の湯を3年から5年にしたいということで、まず常任委員会のほうに相談をしたところでございます。田中議員さんも建設環境常任委員さんでありますので、そのときの状況はおわかりかとは思いますが。

そのときに、本来、町とすれば、原油の高騰の上がったり下がったりで大変難しい指定管理料になりますので、町とすれば、一番リスクが極力少ない3年が一番いいかというふうに思っておりましたが、現指定管理者の要望等、また常任委員会の意見等で5年ということになりました。

そのときの委員会の意見として、灯油のリスクもあるということであれば、灯油のほうも幾らか変動することも検討してはいかがかということで御指摘も受けましたことで、我々もそのことを検討した上で、他の市町のそういうこともちょっといろいろ調べた上で、そういう自治体もあるということも確認した上で、今回このような指定管理料を、次年度についてその差額、例えば増えることもあれば、減ることもあるかもしれません。それは甲乙協議の上になろうかと思っておりますけど、そのように変更も視野に入れた協定書、要項になっております。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 教育委員会関係施設につきましても、指定管理料につきましても、基本的に限度額等を変更することはないと考えております。ただ、消費税等が増税になった場合については、検討が必要かと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今、産業建設部と教育委員会から御答弁がありましたけど、そこ

は、やっぱり全体として統一した考え方というか、基準があるはずなんですが、それはどこで決まって、総務部で決まっているんですかね。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） その決定プロセスについては担当課で起案し、その事項を指定管理料を総括する総務部総務課のほうと協議し、最終的には起案により決定したところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 個々に決まるということで、私は、そこがやっぱり統一基準というか、ベースとなる考え方というのが、ある一定のその統一基準が必要なんじゃないかなと思いますけど。

ということは、ちょっと今回、日良居保育所、これは健康福祉部の所管になると思いますが、こちらのほうも来年度から協定ということになると思いますが、こちらはどうなりますか。指定管理料。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 日良居保育所の指定管理料につきましては、私立保育所の運営費と同様の算定方法で、指定管理料を算出するものでございますので、当然、園児数の増減等によりまして、指定管理料は変動があるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 指定管理料、固定のものが——固定というか不変のものもあれば、今のように変わっていく。日良居保育所は、議案説明のときは、たしか入所者数が30名から38名に変わるからということで御説明があったと思うんですが、これは、人数が増えれば際限なく指定管理料が上がるという考え方なんですか。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 日良居保育所の指定管理料につきましては、日良居保育所の入所定員が30名でございますので、今回の指定管理につきましては、定員30名で指定管理料を算定をいたしております。

それで、今後、園児数が、一時的な状況等もありまして増加するようなことも考えられますが、その場合につきましては、入所児童に応じて指定管理料の増額というのが発生はしてまいります。ただ、際限なくということではなくて、定員の1.2倍までが、基準といたしまして常に2年間の入所児童数が、入所定員の1.2倍を超えるというふうな状況が継続的に続くような場合であれば、その辺について保育所とも協議して対応してまいるといふ形にはなろうと思います。

ただ、入所園児数につきましては、それぞれの保育所の保育の特質なり自助努力等もございま

して、周防大島町については、都市部にあるような待機児童がないというふうな状況でございますので、保護者の入所の選択を最大限尊重して対応しているというふうな状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、ちょっと久賀歴史民俗資料館について、個別にお聞きしますが、選定委員の選定というのは、これは、いつ、誰が、どういう基準で行われたのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 大変済みません。ちょっと調べさせて、お答えをさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午前10時18分休憩

.....

午前10時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どんな答えですか。永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 大変申しわけございませんでした。指定管理者に係る組織及び運営に関する要綱の第3条によりまして、教育委員会の中で委員につきましては、社会教育に関する有識者、財務諸表や企業経営に関する有識者及び地域の有識者の中から、5名の方を教育委員会のほうで選考させていただきまして、6月1日付の文書によりまして、決裁をとり、町長さんのほうから7月3日に委嘱状交付をいただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それは、資料で見たらわかるんですが、要するにその大学の教授とか、司法書士の方とか、中小企業診断士の方にするというのをいつどこで決めているのか。ガイドラインにあるなら、ガイドラインにあるで結構ですので。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 少し長くなりますけど、周防大島町久賀歴史民俗資料館等指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領がございますので、その要領に基づいて、教育委員会のほうで原案をつくって、教育長決裁、そして副町長も含めまして町長決裁という形でしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 要領、要項ですかね。その委員会要項の中には、別にその大学教授が云々ということは——大学教授というか、司法書士とか、その専門の分野まで書いているわ

けではないんで、要するに教育委員会が決めたということによろしいんでしょうね。

教育委員会が原案をつくって、最終的には町長が決めたということなんでしょうけど、何でそういう質問をするかというところ、報告書にありましたけど、委員の方の意見には、国際的な立場から申しますと圧倒的にB団体——これは選定されなかった団体なんですけど、こちらがよかったという採点をしましたというものもありました。

持ち点が、さっきから説明がありますように、1人150点。選定結果は、今回、久賀歴史民俗資料館については、合計点の差が35.95点ですから、1人の委員の採点の結果で大きく結果が変わるというものでありますので、もともとのその委員の選定方法、どういう分野の方を選ぶかと、どういう方を選ぶかというところが結果に大きく左右するというところをこの結果が示しているところ。

今回のように、委員と応募者が同じ町の諮問機関に入っている、所属するというところは、そういうことを考えると、あつてはならないことだというふうに思っております。非常に外から見て、この公平性に疑念を生ずるんじゃないかということは、当然、教育委員会も認識されていたんじゃないかと思えますけど、それでも、あえてこの委員を選定したというのか、最初はわからなかったんでしょけど、途中で変更することもしなかったと。公平性に疑念を生ずることがわかりながら、こういう選定方法をしたというのは、どういう理由で、何で変更しなかったのかというところを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要項、要領に基づいて、それらの中から、今御質問がありましたような、例えばその専門性の高い方々をお願いし、お願いしてもそれは向こうが受けないということもあるわけですから、そういう中で、選定委員さん、選考委員さんをお願いしているわけでございます。

今、お話がありました——先般の議案審議の中でもお話がありましたように、選定委員さんと応募する側に、何らかのそのつながりがあるような団体についてはという今の御質問だと思いますが、今回のこの八幡生涯学習のむらの指定管理の選定につきまして、今、議員さんからそういうふうな疑念が残るといふような御質問がございました。

私たちは、そのようなことはないというふうに思っておりますが、今の言われるようなことをいたしますと、全く別の団体で、そういう構成員として一緒に所属しておったというふうなことでもってその疑念があるということになりますと、今回のこれからの今後のこの選定委員、またはこの選定委員を任命した後に、応募者とのそのようなことが仮にわかったときには、できるだけそのようなことが、その疑念を抱かれるようなことがないように、今後は取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） それでは、さっき情報公開条例の6条の5号・6号に該当するから、採点結果については非公開なんですよという御答弁があったと思いますが、まずこの情報公開制度というのは公開が原則なんです。非公開も、この6条も読んでいただければわかると思いますが、公開しないことができるものとするというふうに、できる規定でありまして、非公開をする場合には、客観的、合理的な理由がなければならぬということは当然でありますし、部分公開という方法もありますので、例えばさっき言われたのは、選定委員に対する無用の不服申し立てとか圧迫があって、公平なとか、適正な審査に支障を来すということですが、もう結果は出てるんですから、結果を公表することで委員への圧迫とかそういうことは考えられませんし、例えば、委員名を出さなければ、その結果、A委員、B委員という形で部分公開すれば公開は可能であるし、さっき言われた理由は、選定委員への圧迫があるから、干渉が懸念されるから公開できないという理由は該当されないということになります。

現に自治体によっては、この情報公開請求でなくても、この委員をA、B、C、D、Eとして、審査項目別に選定採点を公表している自治体もたくさんあります。ホームページで見ても明らかだと思います。これは、情報公開制度でなくてももう自主的に公開している、そういうところまであるんです。でも、本町については、情報公開条例があるから全部非公開ですよというのは、ちょっと矛盾しているとか、この条例をきちんと適用していないというふうに思います。

それで、これまでも、この採点結果についても含めてですけど、その他の情報公開請求で異議申し立てをして開示されたという例もありますので、その判断というものを周防大島町の場合は、所管によっても公開するところもあれば——できるという判断は、部分公開できるというところもあれば非公開だということもある。最終的には不服申し立て、そして裁判という形になるのかもしれませんが、この辺をやっぱり今までの経緯を踏まえ、ほかの自治体の事例も踏まえて、もう少し議論してみる可能性というのはないんでしょうかね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 情報公開条例でから、それを公開しないことができるという部分のことだと思いますが、そのできるの中に5号・6号ということがありますが、このことについて統一性がないではないかという——各その部署によって公開するしないの、非公開のところのこの判断に統一性がないではないかということがございますので、そういうことであれば、情報公開条例の非公開にするというところについて、さらに統一的な庁内での検討をいたしまして、統一性を損なわないようにしてまいりたい。そのためには、この部分についての統一的な認識ができるように協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 次に、これは産業建設部になるんですかね。今回、応募者のなかった施設というのが2つあるんですが、これは、町として何が、結果論とえばそれまでなんでしようけど、やっぱり応募者がいないということは、何らかの問題もあったんじゃないかと認識されているかもしれませんので、その部分についてちょっと御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） なぜ応募がなかったかという御質問でございます。（「なぜじゃない」「応募者」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）（「どういうふうな認識を持ちよるか」と呼ぶ者あり）はい。済みません。ということで、お答えいたします。

まず、ウインドパークでございます。2年前にも一応指定管理の公募をしたところでございますが、このときにもなかったということでございます。そのときは、もうスケジュール的なこともありまして、急遽、嘱託職員のほうで、ここ2年やったところでございますが、今回、再度、指定管理者制度でということで募集したところでございます。

募集したんですが、募集要項の中でしたんですが、その以前に、ある広島のレストランを運営される方とかいろいろ、私らもいろんな方との接触もありますので、そういう方ともいろいろ協議しておりました。決して手をこまねいたわけではございません。いろいろなところで、いろんな情報提供等々をしたところでございます。

その中で、その方たちとも、ウインドパークをどういうふうにしたらいいかという意見交換をしたところでございますが、その中で、いろいろ意見があれば話をしたんですが、設備の老朽化とか、あそこには風呂がないとか、厨房が狭いとか、あと条例の管理条例上、いろんな規制も入っております。

そのもろもろを最終的に勘案して、その方たちにも何とか募集をしていただけないかというような、町としても働きかけと言ったら、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、何とか手を挙げてもらえんかというふうな期待は持っていたんですけど、そのようないろんな条件、立地条件もありました。ということで募集をしたところ、そういうこともあろうかと思えます。

そういうことで、なかなかウインドパークの管理については、非常に私たちも悩んでいるところでございます。今後とも、どの管理方法がいいかというのは、またいろいろ考えていきたいと思えますが、今のところそういうふうには募集はしたけど、なかなかそのような条件で募集がなかったというふうな認識をしております。

次に、陸奥記念館及び水族館についてでございますが、ここも今、海業研究会というNPO法人が管理しております。ここも水族館という特殊的な施設でございます。魚とか生き物でありますので、その管理も大変な苦労があるんじゃないかとは思いますが、そういうことも含めて、ここも設備的になかなか修繕が追いつかない状態でもあります。いろいろな要望も来ていますけど、

その辺も含めて、今回は今の現指定管理者の海業研究会も手を挙げなかったということのように認識しておりますので、これについても、今、直営で当面、町のほうで管理をしていきながら、また次のことは検討していくことになろうかというふうに認識しております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） なぜ応募がなかったのかという御質問でございました。（「なぜじゃない」「結果論」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いやいや、なぜ応募がです。（「どういうふうな問題があったと認識しているか」と呼ぶ者あり）いや、だからなぜ応募がなかったのか。だからその認識の問題は何かということでございますが、はっきり言いまして、指定管理を受けてまで、この公の施設を運営する魅力はないということに尽きるのではないかと思います。

例えば、指定管理を受けて私が指定管理をすれば、ここから指定管理者として私にもメリットがあるということがないのに、この指定管理に応募する必要はないというふうになるのではないかとこのように思っております。

それで、先ほど、今後の指定管理者制度についてという御質問をいただいているときに、御答弁を申し上げておりますが、今般、この制度導入から10年間を経過いたしました。そして、これまでこの指定管理者制度の中ではいろいろ問題点もありましたし、問題も起こっております。そしてまた、今、議員が御指摘の公の施設の指定管理者の公募をかけても応募者がいないということが、今回、何回か続いております。

そのようなことからして、先ほど答弁をいたしましたように、制度から10年を経過することを機に、これまで得られた実績等をもとに、今後この指定管理者制度全体を考えていかなければならないというふうに思っているところでございまして、もっとこの指定管理者制度を、全て公の施設と指定管理者制度をもってやるんだというふうな考え方が当初あったんですが、そこから少しずつ、それを検討を加えていかなければならない状況にきているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これまでの議会で、私とその指定管理制度を見直す必要があるんじゃないかと問うても、見直す必要は全くないと、問題はないんだという御答弁をいただいていたので、今、今後見直していきたいという御答弁は、画期的でもありますので、ぜひ議会を交えてよりよい公共施設の管理運営ができるような指定管理制度を。指定管理制度を適用するかどうかも含めて、そこもやっぱり私が言うように、そのガイドラインできちっと決めとかにゃいけん。考え方をその時々町長とか執行部が決めるのではなくて、一定のその指定管理を適用する施設かどうかということも、どういう考え方で決めるのかというところをガイドラインでしっかり決めておく。そのガイドラインをしっかり検討していきたいと——その検討をしていただき

いと思います。

ちょっと時間がないので交際費のほうに移りますが、交際費については、御存じのように議論をすべきことはたくさんあると思いますが、今回は時間がもう残りわずかなので、公金の管理ということに絞って質問をしたいと思いますが、交際費というのは資金前渡されているということになっておりますけど、その前渡金というものはどのような形で、誰が、どなたが管理しているのか、御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 資金前渡された現金につきましては、担当のほうが所管、管理をしております。（「どのような形で」と呼ぶ者あり）現金で管理をしております。（「担当というのは」「総務課」と呼ぶ者あり）総務課です。総務課の担当が。（「担当職員」と呼ぶ者あり）職員。はい。（「特定の方」と呼ぶ者あり）そうですね。はい。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 前渡金、現金を出して、現金で特定の決められた職員の方が管理しているということだと思いますが、この現金というのをどのような形で保管していらっしゃるのでしょうか。

先般、交際費に関して出納簿の提出を求めたんですが、提出してもらえませんでしたけど、これは、出納簿は作成していないということでもよろしいんですかね。あわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 出納簿としては管理をしておりません。（「どのような形で保管してるんですかって聞きましたよ」と呼ぶ者あり）金庫に入れて保管しております。（「金庫ってどこに置いて」「総務課に置いて」と呼ぶ者あり）総務課の金庫に置いて管理をしております。（「担当職員の机の中」と呼ぶ者あり）いえいえ、ロッカーの中の金庫に管理しております。（「鍵のかかるロッカー」と呼ぶ者あり）鍵のかかる金庫でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 答弁を簡単に済まそうとしないでくださいね。きちんと丁寧にわかるように説明してください。わかりやすいように。

現金を金庫に入れて、総務課のロッカーに入れて鍵をかけているということなんですけど、出納簿がつくっていないということでもちょっと驚きなんですけど、じゃあそのお金の出入り、現金の出入りに関する帳簿というのは何もないということなんですかね。何もなければ、例えば手元の現金と前渡金、交際費の残高が合っているかどうか、それはどうやってチェックするんですかね。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 出納簿という正式なものでは管理しておりませんが、先般、政務資料でお出しいたしました出入り表といいますか、で管理をしているところでございます。

現金のチェックにつきましては、その都度、支出するときに確認をできますので、そのときに確認をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 先日いただいた資料は、その日々の残高というのは、あれはたしか閲覧用の交際費の執行状況を説明するための資料であって、日々、きょう残高が幾らあって、幾ら支出して残高が幾らになりましたよというそのお金の出入りをあらわした、俗に言う出納簿ですけど、そういったものがないと、客観的に現金をきちんと管理していますよということが言えないんじゃないんですかね。普通つくるでしょう。

そもそも昭和40年、その自治省の通達では、資金前渡自体が適当ではないと。それは違法ということではなくて、例外的に現金管理も認められちよるということではありますが、やっぱりこの間から不祥事もあったように、お金の管理ということをきちんとやるという姿勢というか、当たり前のことなんですけど、出納簿をつくって、ここへ現金が幾らありますよと、きょうは幾ら使いまして幾ら残っていますよというのを、こういう話をしなきゃいけないのも随分と低次元の話なんですけど、出納簿は最低限つくつとかんと、その前渡金という例外的な現金管理を適正にやっていますよということを、こういう場で説明できないじゃないですか。

何かその辺について改善する考え方はありますか。

○議長（荒川 政義君） 木村会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（木村 秀俊君） 御質問のありました現金出納簿なんですけれども、先ほど総務部長がお答えしましたけれども、正規の現金出納簿という位置づけではございませんけれども、今、全庁内におきまして、現金等を管理している課というのはそれぞれございます。

その中の管理運営につきましては、先ほども総務課では、現金が鍵のかかる金庫に保管しているというふうな答弁をさせていただきましたけれども、ほかの課におきましても、鍵と、それから鍵のかかる金庫、それもさらに二重にかかるようになっている場合もございます。そういったもので管理しております。それからさらに鍵と、それから通帳があれば印鑑と——鍵、印鑑、それから通帳を別々に管理している。そのようにして二重三重にセキュリティを高めているというふうな今現在、運用をしております。

それから、先ほど、今の町長交際費の現金の流れでございますけれども、現金を支出する際は必ず決裁をとります。決裁をする中で支出命令書、それからそういったものの命令を全てファイルにとじ込んで管理しております。それとあわせまして、その今の一連の流れ、日付、そういつ

たものを全部記載した、いわゆる出納簿的なもの、何月何日にこれだけ現金を支出して、それからこれだけ残金があるというふうな一連のそういった流れは、当然、記載したものを紙ベースで保管しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 済みません。時間が超過しているのかもしれませんが、出納簿があるんだったら何で出さんのですか。出納簿かそれに類するものを出してくださいといったときに、出していないからこういうことになるので、出納簿に類するものがあるんだったら、ちゃんとチェックしているものがあるんだったら、ちゃんと資料を出してください。これは求めておきます。

それで、ちょっと最後になりますけど、来年度予算の編成にあたって、これまで予算執行が50%ぐらいしかないと申しあげましたけど、私の主張としては、いろいろ使い方について問題点を指摘したいところですが、仮に適正な——仮にと言っちゃ失礼ですね。適正な執行がされているというのであれば、50%の執行というのは余りにも少ないんじゃないかと。もっと100%近く使って、どんどん町のために交渉・交際をしていかないと、職務怠慢と言われても仕方ないと思うんですね。

だから、本当に生きたお金で適正であるというなら、50%しか使っていないから適正であるということではなくて、もっとしっかり予算も立てて使って町のために交渉・交際をしていくべきじゃないかと、積極的な交渉をもっとやるべきことがたくさんあるんじゃないかなと思いますけど、その辺について、町長のお考え方を最後にお聞きいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと基本的な話でございますが、首長——私だけじゃなくて全国の自治体の長、首長にとってから、交際費の支出には大変神経を使うというふうに思っております。首長がどのようなものに対して交際費を支出しているかということは、今はもっと積極的に使ったらどうかという御質問でございましたが、どのようなものに対して交際費を支出しているかに関心が大変持たれているというふうに私も感じております。

不審を持たれるような支出をすれば、違法な支出として住民監査請求——我が町でも5件の監査請求がございました。そしてまたさらに言えば住民訴訟——これも2件ほど住民訴訟が起こされました。これを提起されまして、首長は被告の立場に置かれるということになります。まあ置かれたわけでございます。

交際費は地方公共団体の長その他の執行機関が行政執行のために必要な外部との交際上要する経費であると、一般的なことでございますが、交際費の支出については、地方公共団体の長等は一定の裁量があるというふうに解されており、今、議員がおっしゃられたように、もっともっと

積極的に使い、そしてまたそれを活用したらどうかという御提案、御指摘であったと思います。そのことについては、必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないということもありますので、そこをきちんと守りながらやっていきたいと思っております。

そしてまた、今は、先ほども御答弁を申し上げましたが、予算額のことですが、これについては、予算額に対しまして交際費の執行状況が、去年は約半分以下でございました。300万円に対して100万円ちょっとだったと思いますが、年によっては200万円近くいつている年もございました。

そういうことをごさいますて、必ずしも画一的にそういうことが決められるというものではございませんので、できるだけ適正に執行していきたいと思っておりますが、当然のことながら、先ほど申し上げましたように、今現在、非常に行政改革に取り組む中で予算総額の縮減ということも行っておりますし、また、一般財源ベースで6.3%のマイナスシーリングをとということで、それぞれの予算にこのシーリングをかけるということもやっておりますので、当然のことながら、この交際費についても、そのような取り組みをしていきたいと思っておりますが、今、御指摘のような適正な執行について努めていきたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、12番、久保雅己議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 通告に沿って、2点についてお尋ねいたします。

まず、新たな再編交付金についてお伺いします。

私は、6月定例議会において、町議会岩国基地関連対策特別委員会の委員長として、岩国基地への空母艦載機の移駐に関する意見書を取りまとめ、委員長報告をさせていただきました。椎木町長も苦渋の選択ではあるが、一応受け入れざるを得ないとの行政報告をされたところであります。

一方で、移駐により騒音の拡大や事故が増えるのでないか、米国軍人による犯罪も増えるのではといった強い懸念があり、多くの町民が不安を抱えております。米軍再編に係る情報提供が不足しているとお叱りの声が、私のもとへも届いております。こうした町民の声にしっかりと耳を傾け、町民の不安の解消や生活の安定のための施策を責任を持って実施していくことが、今、町執行部、そして我々議会に課せられた重い責務であります。

平成19年から現在まで、本町に交付された再編交付金は約16億円と承知しておりますが、その3分の1に当たる約5億円を、本来、単年度事業である再編交付金事業をあえて基金として造成し、乳児から中学生までの医療を無料化するちびっ子医療や交流人口100万人構想を実現

するための観光資金事業を実施するなど、基金を活用した継続事業こそ、まちづくり、人づくりにつながるものと、椎木町長の行政手腕を高く評価するものであります。

6月の意見書作成の一つの判断材料となった市町に交付される再編交付金については、国より増額や平成34年度以降の期限延長の確約が得られるとともに、県への再編交付特別事業費も平成30年度から大幅な増額や期限延長、ソフト事業への拡充も期待されるところであります。

また、本町の主要財源である普通交付税の合併算定替も、平成27年度から段階的に減額され、国勢調査における人口の減少と相まって、大幅な財源不足が懸念される中で、この再編交付金や県交付金は、再編により負担を強いられる住民の生活の安定と町民の魅力あるまちづくりの貴重な財源であります。

よって、私は、これまでの再編交付金の基金事業のように、計画的に交付金が活用されるよう、以下の4点についてお尋ねいたします。

平成30年度から平成34年度までの再編交付金の金額をどの程度見込んでおられるのか。次に、平成35年度から再編交付金の予定額については、どのように見込んでおられるのか。次に、県に交付される再編交付金特別事業費のうち、周防大島町の予定額及び予定事業について県とどのように協議されているのか。次に、再編関連交付金を財源とする事業実施計画を策定し、町民の意見を聞く必要があるのではないかとこの以上の4点についての御答弁をお願いいたします。

2点目の総合評価落札方式の入札制度の見直しについてでございます。

公共事業に係る総合評価方式については、今までいろいろ議会でも論議されてきたところでございます。

そこでお尋ねします。本町におきまして、従来的一般競争入札等の価格競争から、入札価格や工事成績等の技術的要素を総合的に評価し決定する市区町村向け簡易型総合評価方式を平成22年度から施行され、その後さまざまな見直しをされ、価格と品質にもすぐれた調達により、優秀な社会資本の整備を行っている執行部の努力には敬意を表するところであります。

東南海・南海地震が、今後20年、30年のうちには、約60%から70%の確率で発生されるという予測がされております。私の友人である地質学者が、この地域に関しては、非常に危機感がないということを常々申しております。

本町は県内で唯一、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されております。また、本年は九州豪雨災害や、10月には2週連続で台風が襲来し、幸いにして本町には大きな被害はなかったものの、少しでもずれていればという感は私だけではないと思います。一たび甚大な災害が発生すれば、迅速な応急対策、早期復旧の実施体制を構築することが必要であり、そのためには、発生直後から地域の応急復旧等を担う地元業者を育成確保していくことが重要と考えられます。本町の安心安全なまちづくりのために、地元業者が落札できる地域要件や社会貢献、または災害

活動評価等の視点を踏まえた、本町にふさわしい公平公正な総合評価方式の見直しについて、執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 久保議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

大きく2点にわたって御質問をいただいております。新たな再編交付金について、まず御答弁を申し上げたいと思います。

まず、この質問の前段にあります米軍再編に係る情報提供が不足しているという声が、議員さんのところにもいろいろ届いているという御質問でございました。御質問というか、そういう御指摘でございました。このことについては、私もそういうふうな感じを持っておりますし、これは、米軍再編に関してはいろいろなことがございます。今、御質問の中にあります交付金の問題もそうなんです、それよりも何よりも今の再編を進んでいるところ、その情報不足というのも大変あるんでないかというふうに思っております。そのことを住民の方々から議員さんのほうにもお話があるということではないかと思っております。

先般も、中四国防衛局と岩国市、和木町、そして周防大島町と、個別にいろいろ協議の場はございました。そこでも、岩国市の福田市長も、いろいろな十分な情報提供がなされないままで物事が進んでいるんじゃないかというふうに感じるよというような苦言を呈したということもお聞きをいたしております。

また、私も、米軍に対しまして防衛省から——政府から米軍に対しまして、もっと安全運航の徹底をきちんと申し入れてほしいというふうなことも申し上げたということが、これは新聞報道にも出ていると思いますが、そこも強くそういうことをきちんとした情報提供と、そしてまた、私たちが今度は政府に対してしかものを言えないんですが、政府に伝えたことは、きちんと米軍にちゃんと伝えてほしいということ、もっときちんとした情報提供、さらにはこちらからの申し入れについて、きちんとして伝わるようにしてほしいということ、申し入れたところでございます。

そういうこともありますので、今の米軍再編に係る情報提供が不足しているのではないかと、御指摘については、多分、新聞報道が一番のその情報の根源だというふうに思っておりますので、ここら辺についても、もっとさらに詳細な情報提供をいただけるように、これからも努力していきたいと思っております。

それでは、質問の第1点目でございますが、平成30年度から平成34年度までの再編交付金の額をどの程度見込んでいるのかという御質問でございますが、米軍再編交付金につきましては、平成19年度より交付が開始されました。法的に平成34年度までの16年間の交付期間でございます、総額が23億7,000万円と、もう既にこれは法律で積算する方法が決まって

おりまして、それで積算いたしますと、周防大島町には16年間で23億7,000万円が米軍再編の円滑な実施を進めるためということで、周防大島町に交付される計画となっております。

平成30年から34年度までの再編交付金の交付見込み額についてのお尋ねでございますが、交付総額の23億7,000万円から平成28年度までに交付されました14億7,000万円、そして今年度、平成29年度に交付が予定されております1億8,000万円、これを差し引きました残り7億2,000万円が、30年から34年までに交付される総額というふうになっているところでございます。

次に、第2点目の平成35年度からの再編交付金の予定額についてはどのように見込んでおられるかということで御質問をいただきました。現行の特別措置法による再編規模に基づく交付計画は、平成34年度をもって交付が終了する見込みというふうになっております。これは法律でございますので、ここで一応終了するということになると思います。

しかしながら、空母艦載機が移駐した後も本町への負担は引き続き続くということになると思います。これらに鑑み、関係市町と山口県、そしてまたさらには、議員さんも所属しておられます県2市2町の議員連盟、これらとの連携による政府要望を重ねているところでございまして、それによりまして、国は米軍再編交付金制度の延長及び増額等については、平成34年度ごろまで再編交付金を交付することを——今現在はですね。今現在の平成34年度ごろまで再編交付金を交付することを見込んでおりまして、制度の運用にあたっては、当面は、地元の要望を踏まえ、使いやすい交付金となるよう幅広い事業の採択に努力するというのがまず第一弾。

そして、その後の施策について、要するに平成35年度からのあとのことでございますが、これは、当然ながら法律の改正か、または新しい法律が必要になってくると思いますが、その後の施策についても国からの答弁はいただいておりますが、その後の施策について、空母艦載機等の航空機騒音等による地元の負担が継続すると推測されることを考慮し、今後、具体的な要望を伺いながら前向きに検討することを確約するというところでございまして、確約をするという文言までいただいておりますので、平成35年度以降のこの今の交付金が改正されて延長をされるのか、または新しくその創設をされるのかということが、まだ明確ではございませんが、いずれにいたしましても、平成35年度以降についても、前向きに検討することを確約するという答弁をいただいているところでございます。

3点目でございますが、県に交付される再編関連特別事業のうち、周防大島町の予算額及び予定事業について、県とどのような協議がなされているのかという御質問でございますが、これは、対象事業を住民生活の利便性の向上及び産業の発展に寄与する事業のうちで、県が実施する公共用の施設整備とし、事業期間が平成27年から平成31年のこの5年間というのが、今、決まっているところでございます。対象地域を岩国市、周防大島町及び和木町の区域内とするというも

のでございました。

これまでのこの県の交付金につきましては、平成27年度から始まったんですが、平成27年度が18億5,000万円、平成28年度が20億円、平成29年度が20億1,000万円となっております。

現在、国において事業期間の延長とか、または交付金額の増額、ソフト事業への拡大などの拡充措置について検討がなされているものだと思っております。再編関連特別地域整備事業、県に対する交付金でございますが、これのソフト事業への対象拡大及び事業期間のさらなる延長、及び基地周辺の振興を図るための特別措置法の制定及び交付金の創設などについては、引き続きしっかりと検討するというふうに国からの答弁をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、政府予算は、もう今この編成をされているところでございますし、また県のほうの予算もこれに対応して編成中であると思えます。県のほうとも連携をとりながらこの県に対する交付金を、この私たちの市町に対してソフト事業として使えるということについては、まだなかなか具体的に政府予算も決まっていない段階でございますので、できておりませんが、水面下ではいろいろ県とはですね。もしこれがこういう形で実現できれば、こういうものに使いたいということは、今協議を進めているところでございますので、もう少しこの時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

4点目が、再編関連交付金を財源とする事業実施計画を策定し、町民の意見を聞く必要があるのではないのかということの御質問でございました。現在の再編交付金につきましては、これまでに幅広く、そして事業成果が多く町の民に還元できるよう、日常生活を行う上で必要不可欠で、事業の成果を広く還元することを主体に、教育関係や福祉関係、水産・建設関係、商工関係等の事業の財源として予算化するとともに充当してまいったところでございます。

また、山口県は、国における交付金の拡充措置の検討状況を見据えながら、平成30年度当初予算編成に向けて、再編関連特別地域整備事業、県の交付金でございますが、これを活用した事業の検討を進めているところでございますので、もう少し時間をいただけたらと思っているところでございます。

この県交付金につきましても、これまでの再編交付金の対象事業と同様に、その用途につきましては、これは市町村のソフト事業に使えるというふうになった場合ですね。その用途につきましては、やはり県とか、または防衛省のほうとの協議の上、その事業メニューとか、交付採択または採択される基準、その採択の可否が協議の上で決定されるということになっておりますので、町といたしましても適正な予算措置を行い、議会に対してもそれぞれ報告を行いたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次の入札の制度のことにつきましては、参与のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 久保議員さんの総合評価落札方式の入札制度の見直しについての御質問にお答えいたします。

御質問の総合評価方式による技術的能力の評価項目についてですが、現在の本町の総合評価競争入札による落札者決定基準のうち、企業の技術提案資料の評価項目を御説明いたします。

1番目の評価項目の企業の技術力として、過去8年間の同種工事の施工実績、過去5年間の工事成績評点の平均点、ISO認証の取得状況。次に当該工事の配置予定技術者として、主任（監理）技術者の保有する資格、過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無。最後に、評価項目である地域精通度として、営業拠点の所在地。以上、技術的能力等の条件について定め、入札参加者の技術評価点を算出しているところでございます。

なお、同種工事の施工実績については、本来、過去5年間であったものを過去8年間に拡大するなどの緩和措置を講じた経緯もありますように、現在の総合評価競争入札は、必ずしも議員さんが御指摘された受注実績を主体とした技術評価ではなく、総合的に評価は及んでいるものと思っております。

このたびの御質問は、評価項目である地域貢献度の細目を新たに追加してはとの御意見だと存じます。現在の本町の総合評価競争入札につきましては、国及び山口県の動向を踏まえ、適宜見直しを図ってきたところでございます。国及び山口県の総合評価方式を参考に本町に見合った内容であるとともに、公平公正な入札制度であるものと考えているところでございます。

しかしながら、山口県の総合評価競争入札による評価項目に地域貢献度として、応急対策活動実績及び地域活動実績を取り入れて実施しているところから、県の関係部局に実施状況等をお聞きしながら、取り入れることの課題や問題点、また本町の実態に応じ必要である評価項目であるかなどを調査していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、久保議員さんの申されるとおり、将来発生が予測される災害への対応に限らず、地元業者の育成ということは大変重要なことでございます。さまざまな観点から、これにはしっかり意を配していくべきであろうというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 再質問をさせていただきます。

まず、再編交付金についてでございます。

国、防衛省並びに県、なかなかその用途については難しいであろうということは、私も推測しているところでございます。何はともあれ、被害を受ける町民の意見を聞く必要があるかないかということに関しての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 周防大島町の町民の皆様方、そしてまた特に今回の騒音予測コンター図で騒音が拡大するというふうに示されている地域の皆様方には、当然のことながらそのことで、さらにはまたその騒音をどうやって軽減するのかとか、または安全対策はどのようにしていくのかというようなこと。さらにはまた再編交付金や県の交付金を使ってどのような事業を実施していくのかということについては、特に全町民のことではありますが、さらにまたその事業、騒音の拡大する地域については、別にまたそういう事業ができればというふうにも思っているところでございます。先ほど答弁を申し上げましたように、なかなかまだ具体性といえますか、この事業は採択になるということが明確にならない状態で、説明が難しいというふうに思っておりますが、こういう事業が採択可能だということが明確になれば、そういう地域を中心に、ぜひともその御意見をお伺いしたいというふうに思っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 再編交付金につきましては、私のほうから2点ばかり要望を申し上げたいというふうに思っております。

まず1点目は、エアコンの設置でございます。ことしの夏はまさに猛暑と申し上げますか、厳しい中で、町内の高齢者の熱中症による死亡のニュースが、たしか2件、報道をされました。マスコミ報道は2件であります。多くの救急搬送がされたところでもあります。私も、熱中症に本年初めてかかり、まだその後遺症を引きずっているというのが現状でございます。私自身も大変な思いをいたしました。熱中症は野外だけではなく、高齢者は、屋内や夜間に注意が必要と言われております。

私は、再編による騒音被害が、当初言われていた三浦・浮島地区から、椋野、小松、屋代、伊保田と、地域は拡大することに大きな懸念を持っております。騒音が拡大すれば、どうしても窓を閉め切り、熱中症になる確率が高まると予測されます。

そこで、騒音の被害を受ける地域かつ住宅のひとり暮らしの方など、優先順位をつけてエアコンを設置してはいかがでしょうか。熱中症予防には、部屋の温度を25度以内に保たなければならないというふうに言われておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次は、高齢者の足の確保、公共交通の確保ということでございます。

人口減少により少子高齢化が進み、廃止代替バス路線の県補助金の廃止等により、乗合バスの奥畑線等々、生活交通の維持が困難となりそうでございます。

また、地元には商店がない高齢者なんかは、宅配やネットスーパーも困難となり、JA等の移動販売に頼らなければならないというのが現状だというふうに認識しております。さらに高齢者の交通事故の防止の観点からも、高齢者の足の確保は喫緊の課題であると考えております。

公共交通のあり方については、合併当初からさまざまな論議が行われておりますけれども、高齢化率が50数%を超える現下の情勢の中で、真に持続可能な本町の実情に即したコミュニティバスやデマインド交通、買い物支援等を官民協働で検討する必要があるのではないかと考えております。

高齢者の足の確保については、ソフト事業が可能になれば、県交付金の活用も可能ではないかというふうに思っております。再編交付金は、地域住民の不安の解消と、本町の地域課題を解消する事業への有効かつ重点的な投資をお願いしたいと思っております。

次に、総合評価方式について、お尋ねいたします。

先ほど御説明をいただきましたルールについては、私もいろいろと、素人ながら若干の知識は得たというつもりでおります。たしかA・B業者でございます。その中でB業者がこの総合評価価格で入札、落札された実績はありますかとお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 土木一式工事、Bランクの対象工事は、予定価格が500万円以上3,000万円未満であります。総合評価競争入札の対象工事の予定価格が3,000万円以上の土木系工事が対象ですので、Bランクの実績はございません。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 確かに総合評価方式、確かに技術的にも能力的にもすぐれているというふうに思いますが、その実績をつけるためには、やはりISO、安全衛生取得に対して莫大な投資が要るわけです。評価点を上げるにしても、なかなか難しいことがあるんじゃないかというふうに思っております。

今、私の調べた状況では、Aランクが13業者、Bランクが13業者ということでございます。私の一番の思いは、今後、災害が起こった場合に、ライフラインをいち早く復旧しなければならないということでございます。そのためには、より多くの業者がそういうことに携わっていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

地元業者を育成し確保していくことが重要なことだというふうに考えております。総合評価方式を再度、この町にあったような形で再検討をすることをお考えかどうか、お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 総合評価落札方式という制度が、今、現行、行われております。この制度で今実際行われている中で、この制度の目的である品確法からくる、そのすぐれた完成というか成果といいますか、というところは、今あらわれているのではないかとこのように私どもは思っておりますから、この制度というのは、引き続きやっつけていかなきゃならぬのではないかとこのように思っています。

ただ、久保議員さんがおっしゃられている、そういう評価の項目についての見直し等については、やはり問題点、課題、またそれをそうした場合にどういう問題、支障があるのかとかいうところも調査しながら、それはやっていく必要はあるかと思っております。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 今、御説明はいただいたわけですが、以前は、総合評価の金額、5,000万円でなかったかというふうに思っております。この点の検討、それと最低制限価格というか、予定価格等々のこれは公表をするせんということで、漏えいとかいろいろなことの心配もないんじゃないかというふうに考えますが、その辺についてはいかがお考えでございましょうか。

○議長（荒川 政義君） 契約監理課、伊藤班長。

○契約監理課班長（伊藤 和也君） 先ほどの予定価格の事前公表に戻してはどうかという問いですけれども、以前は、ある市町で職員の予定価格を漏らしたという事件がございまして、それで予定価格を事前公表という流れが全国に根づいておりました。

しかし、その後、競争性を高めるため、あるいはちゃんと業者に積算して応札してもらうという観点から、国もそういうふうな方針を各市町に通知、通達を出しておりますので、私どもも、県もそういうふうに事後公表をしたという経緯もありまして、周防大島町も事後公表に28年7月から実施しております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 先ほど、3,000万円を5,000万円にということでの御検討のほうは、いかがでございましょうか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 伊藤班長。

○契約監理課班長（伊藤 和也君） 平成22年度から総合評価方式を試行的に周防大島町は導入しております。当初は、予定価格6,000万円以上ということからスタートしておりましたが、平成22年度がたしか2件、それから23年度がゼロ件ということで、件数がちょっと少ないということで、平成25年度から3,000万円に下げているところがございます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員。

○議員（12番 久保 雅己君） 今、御説明をいただきましたけれども、資料は私もその平成22年度に何件、平成27年度が5件か、そういう資料も携えていますけれども、私がいわんとすることは、先ほどと同じことになります。災害復旧のためには、地元業者をより多く育てていきたいということでございます。その点について、今後とも総合評価方式について、町独自の御検討をいただきたいということで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 久保議員の質問、（発言する者あり）町長が答えるかね。（発言する者

あり) いいですよ。答える。はい、椎木町長。

○町長(椎木 巧君) 例の再編交付金の件の御質問をいただいておりますが、そのまま今、総合評価のほうに行きましたので、お答えしておきたいと思いますが、再編交付金を活用して、住宅防音のようなエアコンの設置とか、または公共交通の確保ということについて活用したらどうかという御提案をいただきました。

今現在、先ほど申し上げましたような県のソフト事業を使って、どのような事業にこれが採択されるのかということは今詰めている状況でございますが、この騒音区域が拡大する地域に、国の基地周辺の環境整備に関する法律を活用してのこの住宅防音というのは、今のところできない状況でございますので、それとは別に町の再編交付金、または県の交付金を活用してのそういうことができないかということについて、県との協議や、または防衛局との協議を進めているところでございます。

これらにつきましても、それぞれ採択される事業になるかならないかというのが、全て協議の上ということになっておりますので、今後、その予算の状況、そしてまた採択事業になるかどうかということも協議しながら進めていきたいと思っておりますが、私たちもこのことについては、一応、事業項目としてから、今協議の俎上に上げているところでございますので、もう少し時間をいただけたらと思います。

○議長(荒川 政義君) 以上で、久保議員の質問を終わります。

.....

○議長(荒川 政義君) 暫時休憩します。

午前11時41分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、平野和生議員。

○議員(7番 平野 和生君) 7番、平野です。お腹がふとったら人間というのはやっぱり戦闘意欲がなくなるんですね。昼前だったら、町長が、はい、オーケーオーケーと言ってくれたら10分で済んだのに。ちょっと1時間ほど、おつき合いをお願いいたします。

それでは、通告により一般質問をさせていただきます。

まず最初に、情島、浮島での選挙投票日の変更をということですが。

来たる10月22日、投開票日の衆議院議員選挙当日は、大型台風接近で、浮島、情島の両離島では投票箱を海上保安庁の船で運んでいただきました。その折、投票立会人が島に帰れなくな

り、大島本島に宿泊して翌日の仕事に支障が出たと聞きます。

知事選も、2月の第1日曜日が投票日となっており、北西の季節風が吹いて、また同じようになることも予想されます。3年後の町議選・町長選も10月末となる可能性が大です。二つの離島の投票日を1日繰り上げるようにすべきと考えます。

お手元にあるのは、10月23日の中国新聞のコピーです。その中で、萩市は見島からの投票箱が届かなかったので、萩市を含む山口3区と比例代表中国ブロックの確定は、23日以降にずれ込むとありますが、新聞には、萩市の選管は、萩市が開票していないのに、山口3区は河村健夫当選とございます。要するに萩市有権者数4万2,831人の何十%かの投票者の意志は、山口3区においては、何の意味もなかったということになるのではないのでしょうか。周防大島町もこういう事態にならないように、投票日の前倒しをすべきと考えます。

県内の離島で繰り上げ投票をしている島——これは今年の参院選、ことしもそうだと思います。下関の蓋井島、萩市（大島・見島・相島）、防府市（野島）、柳井市（平郡島）、上関町（八島・祝島）、岩国市（柱島）、もうない島が、その当日開票する島が周南の大津島、平生町の佐合島、周防大島町の情・浮島、これは笠佐はどうか知りませんが、そういうふうになっております。ぜひとも前日の土曜日の投票をお願いするものであります。

2番目として、赤貝を守るため、害魚の駆除費の増額をということです。

およそ10年くらい前から予算をつけていただき、日良居・浮島漁協では、赤貝の種苗放流をしまいりました。おかげで過去3年間、赤貝の売り上げが1,000万円を超えるようになりました。この中国新聞のコピーの裏にその実績表が載っていると思います。

町には感謝しております。しかしながら、貝が増えると、それを主食とするアカエイも増えてまいりました。数年前、同僚議員からも一般質問がございましたが、害魚による魚介類の被害から漁師を守るためにも、本腰を入れて駆除に力を入れていただくようお願いするものであります。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

情島、浮島での選挙の投票日の変更については、具体的なこともありますので、後ほど、部長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

赤貝を守るために害魚の駆除費の増額をという要望、質問でございますが、有害生物から、主に貝類を保護することを目的として、平成23年度の調査から始め、今年度までに7年間継続して、その害魚の駆除を実施してきております。平成28年度までの集計で、ナルトビエイ及びその他エイ類等を約46トン駆除いたしております。

四方を海に囲まれている状況の中で、本町のみで駆除をいたしましても、周辺海域から流入す

るなど、事業効果に限界があるというふうに考えておりました、私も周辺自治体に対しまして、同様の施策を講じていただくようたびたび要望してきたところですが、なかなか実現はいたしておりません。ということは、周防大島町のみがこの害魚の駆除を行っているということで、実際にその検証が難しいんですが、周防大島町でとつても、外からまた流れ込んでくるというふうな状況があるのではないかというふうなことを危惧いたしているところでございます。

また、この隣接の地域でのこの情報を今収集しておりますが、来年度からは、岩国市も同様の駆除に乗り出す予定だというふうに聞いているところでございます。当然のことながらまだ予算の編成中でございますから、確定ではございませんが、そのように岩国市が駆除に乗り出すということになりますと、浮島は特に周辺海域ということで、事業効果は格段に向上するのではないかというふうに思っているところでございます。

本来であれば、この周辺海域全体で皆さんがやるべきだというふうに思います。言うなれば、この瀬戸内海全部でやれば一番いいんでしょうけれども、しかしながら、岩国と浮島というのは向かい合わせでございますので、もし岩国市が始まるということになれば、非常に効果は上がってくるのではないかというふうに思います。

また、隣接市が駆除に乗り出すことによりまして、周防大島町単独では、これまでなかなか要望が困難であった国庫補助事業とか、または県の補助での事業採択を、他の市町と協働で積極的に要望をしていき、より効果的な駆除を実施していきたいと思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思ひますし、また岩国の動向も見守っていきたく思っております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平野議員さんの情島、浮島での選挙投票日の変更についての御質問にお答えいたします。

去る10月22日執行の衆議院議員総選挙においては、台風21号の接近が予想されていたため、台風の進路情報等の収集に努め、前々日の20日に情投票区、江ノ浦投票区、樽見投票区の離島3投票区について、公職選挙法第40条に規定される投票時間の繰り上げにより、4時間繰り上げ、午後4時に投票時刻を終了する対策をとりました。

しかしながら、予報よりも台風21号の速度が速くなったことにより、選挙日当日に山口県へ最接近することとなり、強風の影響で情島航路の町営渡船が午前8時05分発の第2便から、浮島航路の町営渡船が午前10時発の第2便から欠航することになりました。

投票終了後の投票箱等の送致につきましては、台風の影響によっては、町営渡船が欠航することも予測されることから、事前に海上保安庁第六管区海上保安本部柳井海上保安署でございますが、へ緊急時の輸送対策の対応について依頼をしておりましたが、この悪天候のため、両町営渡船の運航再開の見通しが立たなかったことから、やむなく海上保安庁へ輸送対応を依頼したもの

でございます。

投票箱等の送致等については、公職選挙法第55条の規定により、投票管理者及び投票立会人が送致することとなっており、台風接近の強風高波の中、巡視艇の運航によって無事に投票箱等を開票所まで送致することができましたが、当日は台風の影響で帰路に着くことができなかった投票管理者及び投票立会人の方々と、御協力をいただきました関係各位の皆様には、深く感謝を申し上げるところでございます。

このたびの経験を踏まえ、平成30年2月4日に執行される山口県知事選挙において、情投票区、江ノ浦投票区及び樽見投票区の3投票区の繰り上げ投票について、山口県選挙管理委員会にその可否を問い合わせたところでございますが、山口県知事選挙については、既に繰り上げ投票などを含めた諸調査の結果に基づいて、本年8月29日の山口県選挙管理委員会会議で各種事柄が決定されているため、変更は困難との回答でございました。

このことから、平成30年2月4日執行の山口県知事選挙における情投票区、江ノ浦投票区及び樽見投票区の3投票区についても、これまでどおり当日投票により執行することとなりますが、さきの衆議院議員選挙における経験を念頭に、平成30年2月4日以降に執行される選挙につきましては、地域住民の方々の御意見を伺いながら、公職選挙法第56条に基づく繰り上げ投票と、または前島及び笠佐島で実施しているような期日前投票への移行も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 来年2月4日の知事選は、このままその当日でいくということで御理解してよろしいんですね。そのときに、もし季節風が吹いて、万が一海上保安庁も出れなかった場合は、持って帰れんわけですよ。周防大島町はそうなったらどうします。開票しないんですか、やっぱり。開票しなくても本土側が、知事選挙ですから開票して当選か当確と出ますよね。それでは全く大島は死に票になってしまいます。それはやっぱり県のほうの選管に問い合わせにやできないことなんですか。答弁を。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 県知事選挙でございます。県の選挙管理委員会が、その点については決定することでございますので、既に決定されているということであれば、それは変更できないというふうに思っています。

ただ、今後につきましては、ですから2月4日の選挙以降については、まだそういうことがされておられませんので検討できるというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） わかりました。絶対3年後の、最初の質問で言ったとおり町長

選・町議会選は、恐らく10月20日前後、まさにこの台風が来た当時ですから、絶対もう前日に繰り上げるようにしていただけたらと思います。はい、どうぞ。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 先ほども申しましたが、やはり選挙される方の総意等で投票日を変えるということになるかと思しますので、また、そこらも含めて検討させていただくということで、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 投票の繰り上げのことには、了解いたしました。

2番目の害魚の駆除の体制。町長以外の担当部長・課長のほうからの答弁がありましたら、お願いしたいんですけど。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） 平野議員さんの御質問というか、御意見をということであります。

有害生物の駆除につきましては、ナルトビエイという名前が、特に貝類に影響を与えるということで、水産庁の中でも漁業有害生物として認定されています。国庫補助等でその生物を駆除する場合には、その認定がある生物に対してということにはなると思います。

ただ、本町の場合にはナルトビエイ以外にも、今、平野議員さんの御質問の中にもありましたアカエイとか普通の一般的なエイが、やはり二枚貝に被害を与える、それから建網にかかっている魚を食べてしまうという、そういう地元の漁協さんからの要望も踏まえて予算化して継続してきております。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、やはり周辺が海域ですので、周防大島町単独で実施するには限界があると考えておまして、数年前から、補助事業による実施をもくろんでおります。岩国市さんも予算化される意向であるということで、その辺も踏まえて積極的に予算に計上していければ、また岩国市さんとの協議も必要になってきますけれども、検討していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 町長の御答弁の中で、多分、前回、小田議員が質問したとおりの返答であったんじゃないかと思うんです。単独、大島だけがやってもこうくらのじゃないかということが趣旨じゃないかと思うんですが、僕らも海の中を見たことがないし、とらないよりとったほうがいいわけですよ。

もっと言わせていただければ、アカエイというのは、昔、深いところしか冬場はいなかったんです。何でこんな浅いところとか、広範囲に出てきたかと言ったら、その10年前に種苗放流を始めて、それから、赤貝というのは広範囲にまいていますから、いつときに大量にとれとったア

カエイが、もう数匹単位でまばらにもうずっと4月まで2月からとれるようになったんですよ。もう害魚指定があるとかないとかおっしゃったかもしれませんが、エイ類ですから必ず貝類は食べます。

それで、予算が大体100万円ぐらいですよ。予算執行も100万円それぐらいで推移しているわけですが、これは28年度の決算書にあるのが、これ実施期間というのが5月20日から10月10日、我々が、いわゆるマンガンコギでアカエイをとるのが、主に2月から4月の19日までなんです。全くこれ予算を使い切ったら、もうないわけですよ。5月から10月まで。

全く、町長としては、その100万円の予算が高いと見るか安いと見るかなんですけど、その2月にその赤貝、せっかく種苗をね、150万円ぐらい種苗放流にお金を使っていたいて、順当にもう物すごい水揚げが上がっているわけですよ、実際、大喜びなんです。例えば暫定予算を組んで、その2月から4月まで数十万円出そうとかいうことはないですか。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 害魚の駆除というのをやってまいりましたが、要するにその海域が繋がってあってから、大島だけをやったんでは、なかなかその事業効果があらわれていないんじゃないかということもございます。

今、平野議員さんがおっしゃられたように、海の中はなかなか見えにくいんだということから、中はそうだろうと思いますが、その事業効果ですよ。事業効果が確実にあるんだということがないと、なかなかその予算額だけを増やすというのがどうなんかということも考えられます。

そして、さっき水産課長が答弁しましたように、国のほうでは、害魚として認定しているのが、今言われるナルトビエイと、ほかのナルトビエイのようなものと、一緒にこちらは考えているんですが、実はそうでなくて限定的に害魚の種類を限定しているということからでございますので、仮に周防大島町でも、害魚というその種類を限定すれば、今の同じ予算額でも、もっとナルトビエイがとれるように出せるのではないかというふうには思っているところからでございますので、実はナルトビエイのようなものにも予算を出しているということも御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 水かけ論になってしまうんですが、僕も実際、現業者として言っているつもりなんですよ。ナルトビエイを含めて、その駆除費が100万円というのは、いかにも少ないような気がしてなんですよ。絶対効果があるかないかというのは、もう絶対ありますから、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、吉村忍議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 3番、吉村忍です。今回も発言のお時間をいただき、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

ことしも残すところ、あとわずかとなりました。明後日、12月17日には、第71回大島一周駅伝競走大会が開催されます。大会開催に御尽力をされておられます大島郡体育協会をはじめ、大会に携わる全ての皆様に感謝を申し上げます。

私も僭越ながら本大会に出場をさせていただきます。本町、年末の風物詩とも言える本大会に御出場をいただく選手の皆様とともに、師走の潮騒とみかんの大島路を爽やかに全力で駆け抜け、町内外の選手の皆様と駅伝を通じて交流ができることを、今から楽しみにいたしております。

それでは、通告をさせていただいた2項目について、質問をさせていただきます。

まず、野犬についてであります。

前回の一般質問の中でも申し上げましたが、本年7月より、主に東和地区におきまして野犬が頻繁に目撃されております。当初から担当課の職員の方には、注意喚起の文書の作成配布、さらに保護用のわなの設置管理、さらにはパトロールなどの御尽力をいただきました。

私も日々、情報収集や目撃情報を寄せられた場所の見回りを実行し、現在、確認されている3頭を実際に目撃しました。11月以降は、外入地区で毎日のように目撃をされております。外入には小学校があります。そこで児童たちに確認したところ、体育の時間に前の道路を走っていた、わなの外から餌を取って食べているのを見たなどと、多くの児童たちがその存在を知っていたと同時に、恐怖を感じております。

私の家には、なぜだか児童たちが、友達の家遊びに行くような感覚で遊びに来ることがよくあります。ある日のことですが、私は、その日の午後から猟友会のわなの講習会がありましたので、一緒に遊んでいた児童に、昼からはイノシシを捕まえる勉強をしに行くので遊べないと告げると、すかさずその児童は、「何で犬じゃないん。犬、怖いんですけど」と言われました。これが児童の本音であり、本当に恐怖を感じております。

登下校や地域での生活に不安を感じていることは事実であり、町民の安心安全を守ることは、我々の大切な責務だと思っております。

なお、本一般質問通告の提出後の12月11日におきまして、外入地区の有志の方によりまして、小学校付近で頻繁に目撃されていた1頭については、無事に保護され、その方の御尽力により新しい家族のもとへ引き取られて行きました。

そこで、現在、確認されております残り2頭について、事故が起こる前の保護を願うところで

ありますが、町として今後の保護に向けた取り組み、また今後このような事案が発生した際に、どのように取り組んでいくかをお伺いいたします。

次に、電動カー地域ナンバー登録制度についてであります。

まず、通告書の内容と一部異なりますこと、各関係各所には御了承をいただきましたこととお礼を申し上げます。

本制度は、お年寄りが電動カーで事故に遭った場合、迅速な対応がとれる情報網の確立や、安心して暮らせる環境づくりの強化を目指すとして、平成28年9月30日より、田布施町において、自治体主体としては県内初めての取り組みとして始まり、新聞等でも大きく取り上げられておりました。

周防大島町では、1日遅れること、翌10月1日より、電動カー利用者支援システムとして、県内2番目にスタートしている制度であります。同システムは、電動カーの利用者の住所や氏名、緊急連絡先などを登録し、車体ナンバーを設置する取り組みです。ナンバーは、利用者の住所に従って計12の地区に分けて表記されており、高齢者の事故や急病などに素早い対応ができると期待されていますと、広報すおう大島の平成28年10月号に掲載されております。非常にすばらしいシステムです。

電動カーは、免許も不要で運転が容易であり、1回の充電で約35キロも走行できるということもあり、高齢者の買い物や、ひきこもり防止などに有用で、年々利用者が増加傾向にあります。しかし、一方で、認知症の方が遠方に出かけて帰れなくなる事態が全国で発生しております。

先日、大島大橋を大島方向に向かっている電動カーを目撃したことがあります。このことで、いま一度このシステムを周知させる必要があると感じ、電動カーを利用されている利用者やその家族が、安心して暮らせる環境づくりの強化、登録率100%を目指していかなければならないと思っております。システムスタート時に民生委員さん、ケアマネージャーさんの御尽力により利用者を調査され、150台の登録があったとのことですが、その後、1年余り経過した現在、新規購入者が数多くあったと推測されます。

そこで、1年間の新規登録者数及び新規購入者への同システムの周知の方法、さらに登録率100%を目指すための今後の取り組みをお伺いいたします。

以上、2項目についてよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 吉村議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

野犬については、何かえらくこういろいろ状況が変わっているようなので、担当の環境生活部長からお答えさせていただきたいと思っております。

電動カーの地域ナンバー登録制度の御質問をいただきましたが、本町の電動カー利用支援のシ

システムにつきましては、平成28年10月から、周防大島町民生委員児童委員協議会が主体となって、町内全域でスタートをいたしております。今、議員さんがおっしゃったとおりでございます。

このシステムは、地区担当民生委員さんや福祉課を窓口として、登録台帳に電動カー利用者の住所、氏名、緊急連絡先の相手、電話番号などを事前に登録していただき、車体ナンバーを設置する取り組みであります。この車体ナンバーは、利用者の住所に従って、12種類の地区名と番号で表示できるように工夫されております。

この登録システムの取り組みにつきましては、町広報誌や社協だよりに掲載をして周知をいたしております。幸いにも現在のところ、登録者の緊急案件は発生いたしてはおりません。

登録台数につきましては、開始当初は150台の登録がございましたが、平成29年11月末現在の登録台数は165台ということでございます。地区別に申し上げますと、久賀地区が15台、大島地区が62台、東和地区が20台、橘地区が68台というふうになっております。

この登録について、あくまでも任意の制度でございますので、100%の登録は困難ではないかと思っておりますが、電動カー利用者の安全を図るため、今後も町広報誌等でのPRや地区民生委員さんによる登録勧奨に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、私からは、吉村議員さんの野犬についての御質問にお答えいたします。

野犬の情報につきましては、ことしの6月下旬から多くの情報をいただいております。野犬の捕獲につきましては、狂犬病予防法第6条第2項に、都道府県の職員で獣医師である者のうち都道府県知事から任命された狂犬病予防員が、犬の登録や狂犬病予防注射を受けていない犬の抑留を行うため、あらかじめ都道府県知事から指定された捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができると規定されております。

また、山口県飼犬等取締条例第9条では、知事は、あらかじめ指定する職員をして野犬及び係留されていない野犬等を捕獲させ、これを抑留することができると規定されております。

一方、動物の愛護及び管理に関する法律第2条では、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならないと規定されており、町ができる保護手段といたしましては、おりを設置する方法でしか対処できないのが現状でございます。

町では、野犬に関する注意喚起のため、地元自治会内への回覧やフェイスブックでお知らせしており、情報提供があれば、その都度、提供された情報をもとに、東和総合支所の職員と協力して、現地の確認や巡回パトロール、さらには柳井環境保健所や警察などの関係機関と連携を図り

ながら、野犬の目撃情報が多く寄せられた場所へ、保護するためのおりを設置しておりますが、地域の皆様の御協力もあり、議員さん仰せのとおり、今週の月曜日、11日ですけど、野犬1頭を保護することができました。

目撃情報につきましては、2ないし3頭の情報をいただいておりますので、今後も保護に向けて、今以上に柳井環境保健所への要請、また、関係機関との協力により対処してまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。野犬の問題については、周南市では人にかみつくような事件が発生し、大きな問題となっております。また香川県では、昨年度、2,509頭が保護され、うち1,875頭が処分されたという残念なニュースも先日ありました。周南市や香川県のように大きな問題とならないうちに、最初の1頭、2頭のうちに、確実に対応をしていただくことが大切だと思っておりますので、早期の解決をお願い申し上げます。

続いて、電動カー利用者支援システムについてですが、本当に素晴らしいシステムだと思っております。実際、私の父も電動カーを利用し登録をしておりますので、私も父も安心して外出をすることができております。

現在、まだナンバーがついていない電動カーを見かけることがあります。ぜひ登録率100%を早期に目指していただき、電動カー利用者とその家族が安心して暮らせる環境づくりをお願いを申し上げます。

また、ナンバープレートについてであります。現在のように簡素なものではなく、最近はやりのご当地ナンバープレートのようなものに改良していただければと思っております。

以上、要望を申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本浄孝議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 議員番号1番、藤本浄孝です。一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの第4回定例会に際し、一般質問通告に3項目の質問を上げさせていただきました。質問と趣旨内容について述べさせていただきます。

1番目の質問を行います。米軍機騒音の町内調査状況についてという質問であります。

岩国基地の空母艦載機移駐に関しては、既に平成29年3月22日の第1回定例会において田中議員より、6月21日の第2回定例会においては砂田議員より質問されており、それぞれ椎木

町長、総務部長より答弁されている案件であります。また、2月13日、6月26日の全員協議会においても議論をされています。さらには、先ほど久保議員より一般質問があり、議論をされたところでもあります。これらの質疑、答弁を踏まえた上で質問を行います。

周防大島町議会では、平成29年6月27日に、移駐に関する意見書を提出し、私、藤本も移駐容認はやむを得ないという判断をいたしました。容認を認めた責任を持って、この質問通告の場に立つものでございます。

先般より、米軍岩国基地への空母艦載機移駐が本格化しています。11月末で移駐61機の半数が、厚木基地からの移駐を終えたとの報道もございました。日ごろより住民の皆様と接し、生活をする中で、小松・屋代地区、中でも屋代地区での騒音が、かねてより、ほかの地区と比べて騒音が大きいと感じております。

ほかの地区の方が屋代地区に来られて、ここはこんな音がするんかとおっしゃる声をよく伺います。屋代地区の特に東屋代地区は、屋代の窪と呼ばれますとおり、三方が山に囲まれ、また着陸態勢の航空機が真上を通過いたします。航空機騒音というのは、調べますと、航空機の真下にいると音が直下するので最もうるさく、角度がつくと騒音が分散されていくので、音がこの真下に比べて少ないというような調べがあるそうでございます。

よって、屋代地区では、真上を飛行することが多く、さらに山により騒音が反響して、また悪天候の折には雲により大きく反響する、そのような状況でございます。

合併により広がった周防大島町において、騒音の地域差が生じていると感じています。地域では、保育園児は騒音が怖いと口にし、お年寄りも早く就寝なさるので寝づらい。また、子や孫に電話をすると、騒音で会話がかき消されるということもあるようです。この地形による騒音の差は、屋代・小松地区に限らず、航空機の着陸ルート上に位置する地域では数多く散見されることでしょう。

先日には、早朝に騒音があったという事例もありました。加えて、北朝鮮の緊張状態の変化、長期化でさらなる騒音増加、時間外の騒音発生という懸念もあります。このような現状を踏まえた上で、このたび騒音の町内調査という件で質問をいたします。

今議会において、椎木町長からの行政報告において、大島中学校への騒音測定器の配置が報告されました。その取り組みに御礼を申し上げます。しかしながら、騒音の地域差に注目をするより細かい地域での騒音状況の聞き取り、これはあくまで国が設置する測定器だけではなく、町独自に測定器を置かないまでも、聞き取り調査やアンケート、意見交換、地域の自治会や地域の方へ協力を要請し現状を伺う。このようなことが費用が少なく、情報の蓄積を重ねる方法も存在すると考えています。現在の騒音状況の把握、調査の取り組みについて、お聞かせをください。

2番目の質問といたしまして、屋代川流域の環境保全について伺います。

本定例会初日の椎木町長による行政報告の中で、11月26日に海の市と共催されました豊魚祭に関する御報告をいただきました。県の事業である豊魚祭は、メインテーマに森・川・海、自然の恵み、いつまでも掲げております。

海に囲まれた周防大島町では海に注目されますが、森・川という自然環境保全は、周防大島町においても大変重要な資源です。そのような中で、周防大島町を流れる最も長い河川である屋代川をここでは取り上げます。

屋代川は、県知事が指定する二級河川であり、全長7.4キロ、地域の象徴として愛すべき河川です。現在の屋代川は、平成3年に完成した屋代ダムにより、洪水などの自然災害は十分に対策されました。しかし、流域の保全管理につきましては、現在、雑草にあふれ、河川と見分けがつかない箇所が散見されます。また、ごみの不法投棄もあり、周辺に投棄防止看板を設置いただいている現状であります。

県はもとより、地元地域、自治会の皆様、町職員の皆さんの懸命な保全をいただきながらも、流域の美化が追いつかない状況です。高齢化により、地域の力だけには頼れない状況であるとの住民要望も多くいただいております。この二、三十年で大きく景色が変わっています。

河川管理は、県の事業であることは十分に承知しております。また、県は優先順位を明確化し、県事業として屋代川上流の砂防ダム建設を行っていただいております。しかし、住民要望がある限り、県に粘り強く要望を行うことが重要と考えます。

また、屋代川水系のアユについて、先般、調査中の県水産研究センターの研究員の方にお話を伺いました。後に調べましたら、県議会の議事録にも、平成26年12月の農林水産委員会で屋代川水系アユの種苗の件で取り上げられておりました。

屋代川のアユは、大昔、瀬戸内海が湖だったころのDNAを持ち、屋代川で産卵し、大島瀬戸を回遊し、また屋代川に戻るという独自の生態を持っており、種苗としても貴重な研究対象であるそうです。

しかし、河川環境の悪化により産卵場所がなくなっており、葦を減らし、昔のようにきれいな砂地と砂利がある環境づくりが早急に必要とのことでした。海の豊かさとともに、森や河川の豊かさを発揮できる周防大島町の自然遺産として、屋代川のアユの保護を進めることは重要であります。

これらを踏まえ、県が管理する河川流域の倒木、雑木・雑草対策、不法投棄対策、防災対策について、今後の方針を伺います。そして、県に対する河川管理の要望提出の現状と今後の方針について伺います。さらには、屋代川水系アユの生息環境保全についての現状認識について伺います。

3番目の質問といたしまして、周防大島町内における行方不明者の捜索について伺います。

町内において認知症を患っておられる方が行方不明になられる案件が、昨年末の年末年始にかけて発生しております。中には、いまだ行方不明のまま、発見に至っておられない方もいらっしゃいます。地域消防、消防団の皆様の中に負傷者も出るような懸命な捜索と最善を尽くしていただきました。

また、警察による捜査も捜査権や機密情報の問題があるとしても、長期休暇時の出動対応など、今後の連携が必要とされています。人命にかかわることですので、再発防止に取り組み、新たな不明者を出さないことが地域の安心につながっていくと考えます。

個人情報保護という観点、配慮から、防災無線による実名の公表に時間を要したこと。地域の皆さんが行方不明になられた方が認知症であることを知らなかったこと。携帯電話やGPS発信機等の電波を発する機器を持っていなかったことなど、事前に地域や行政で対策を行っていれば、初動捜査や捜索に役立ち、未然に防げたことかもしれません。

現在、周防大島町では、健康福祉部介護保険課を中心として、地域包括支援センターや社会福祉協議会、その他機関による認知症サポーター、認知症を支える会、各種相談、認知症の理解を深める講演会などの取り組みを行っていただいております。しかし、このたび上げさせていただいたように、防げない案件が生じていることは事実です。手厚く対策し、広くPRしていただくことが、住民の皆様への不安解消と信頼につながります。

改めて伺いますが、このたびの事例に対して、危機管理とも言える捜索態勢の現状と方針について、防災無線での捜索協力における個人情報の管理について、長期休暇時の警察対応の連携と方針について、また今後、認知症の方や、その御家族がいかに安心を得ることができるのかという取り組みについて伺います。

以上、長くなりましたが、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんから3点の質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず1点目の米軍艦載機移駐の本格化に伴いまして、騒音の町内調査の状況についての御質問でございました。

米軍艦載機移駐の本格化に伴い、増大する騒音に対する独自調査や情報提供が不可欠であるが、今後の方針についてどのような計画があるのかという御質問でございまして。空母艦載機の移駐後には、騒音が拡大すると予測される地域があることに大変大きな懸念を持っております。航空機騒音状況については、現在の騒音状況と移駐後の騒音状況がどのように変化しているか、するのか、それを確認することが大変重要だと考えております。

現在の騒音の状況を把握するために、三蒲小学校、浮島小学校、久賀小学校に設置されました

自動騒音測定装置で測定された結果、これが、直接のその騒音をということではなくて、うるささ指数というような形で、例えばW値とかL d e nとかというこのうるささ指数に置きかえて、それが中国四国防衛局のホームページに公開されているところでございます。

例えば、このW値とかL d e nとかというのは、ちょっとなかなかここから簡単に説明できない、すごく難しい計算方法をとって、それで皆さん方、環境省の基準に合うかどうかということをやっておりますので、そういう例えば何ホーンだ、何デシベルだという単純な騒音とか、その回数だとか、そういうものを騒音の高さと高低と、その回数と時間帯と、それらを全部ひっくるめて、それで環境省の基準に基づいてW値、L d e nという形で、防衛局のホームページに公表されているということですから、これが客観的な数字だというふうに思っているところでございます。

さらに年度内におきまして、本町が中国四国防衛局に要望をいたしました新たな騒音測定器の設置が、屋代・小松地区及び伊保田地区の2カ所に増設されることが防衛局から示されたところでありまして、設置完了後には、測定された結果が中国四国防衛局のホームページに公開されるということになっておりますので、引き続きその動向を注視していきたいと思っております。

また、地域振興策、要望事項など国との協議や要望については、その都度、行政報告等で申し上げるとともに、これまでも議会全員協議会において報告を行い、議会と協調しながら米軍再編に対する対応に努めてまいりました。今後とも適正に対応してまいりたいと考えているところでございますので、どうぞ、御理解をいただきたいと思っております。

次に2点目の、町内の地区別の地形等による騒音量の差異をどのように把握し、対策を行う方針であるかという御質問でございますので、それにもお答えしたいと思います。

国は、本年1月に移駐後の航空機騒音予測コンターにより、移駐後の騒音区域の予測を公表いたしております。これは、移駐後の騒音の影響について、シミュレーションをしたものでありまして、予測コンター作成の過程においては、地形の特徴となる標高が考慮されているということでございますので、既に町の地形の特徴などを考慮した形で、この騒音予測コンターが作成されているということになっております。

騒音につきましては、先ほど申し上げましたが、移駐前の状況と移駐後の騒音をきちんと比較をして、それがどれだけ影響があるのかということ客観的に確認する必要があると思っておりますので、そのために、国による新しい新たな騒音測定器の設置を進めておりまして、年度内に稼動することが予定しているところでございます。

引き続き、騒音状況の把握に努めるとともに、空母艦載機移駐後の岩国飛行場の運用が安定次第——これは、今はまだ移駐したばかりで、実際に本格的な移駐後の運用というのは、一、二年かかるというふうに聞いております。今はまだ実際に移駐してきて、実際に完全な移駐が終わっ

て、そして安定的な運用が始まっているというわけじゃございません。ですから岩国飛行場での全ての移駐が終わったあとに、今度は安定的な運用が始まって、その中で騒音度の調査を実施し、これに適切に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

このことから、移駐前の状況を把握するとともに、騒音の実態が明らかになることが極めて重要であると認識し、引き続き騒音状況の把握に努め対応していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

屋代川の環境保全、そしてまた町内での行方不明者の捜索については、参与のほうから答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） それでは、2点目の質問、屋代川流域の環境保全についての質問についてお答えいたします。

まず1点目、県が管理する河川流域の倒木、雑草対策、不法投棄対策、防災対策についての今後の方針についてであります。

県からは、河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度を勘案の上、必要に応じて堆積土砂や倒木の撤去などを実施しており、屋代川についても、平成29年度も引き続き実施する予定と伺っております。

また、不法投棄対策については、河川監視員による巡回を毎月2回以上実施しており、その中で廃物の投棄等の監視を行うことで、不法行為の未然防止にも努めております。

2点目の、県に対する要望の現状と今後の方針についてであります。

屋代川のしゅんせつ等の維持管理については、町議会での一般質問はもとより、地元自治会からも毎年要望があり、町からも、その都度、県に対し予算を確保して、早期に改善するよう強く要望をしております。今後も引き続き予算確保に努めていただくよう県当局に強く要望してまいります。

最後に、屋代川水系のアユの生息環境保全についての必要性の認識を問うについてであります。

まず、県水産研究センターから、アユの生息調査をするというような情報は、町なり私たちには届いていないのが現状であります。

一方、平成24年4月15日（日曜日）の朝刊、中国新聞岩柳版の記事として、見出しに屋代川（周防大島）アユ適応力調査という記憶があったものですから、当時の新聞スクラップを見て、その新聞を改めて読み直したところであります。

さて、このたびの一般質問を受け、本件について山口県水産研究センターに照会いたしましたところ、平成24年当時、屋代川系天然アユの量が安定して見込めることから、山口県水産研究センターが、他水系への放流を実施したこともありますとのことであります。加えて、屋代川は内

水面漁業権が設定されていないことから、その後は、本格的な生態調査は実施されていないものの、アユやウナギの生育は確認されているというような情報提供はありました。

このような状況の中、町の立場において、アユの生息環境保全の必要性の認識についてであります。漁業権の設定もないことから、屋代川水系アユの生息環境保全などについては、県水産研究センターの動向を注視していきたいと思っております。しかしながら、屋代川流域に限らず、町民の生活環境全般にわたる保全などについては、今後もしっかり対応していきたいと考えております。

以上、屋代川流域の環境保全に関する質問の答弁といたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 藤本議員さんの町内での行方不明の捜索についての御質問にお答えいたします。

私からは、1点目の認知症等に対する徘徊対策、捜索態勢の現状及び対応方針につきまして、お答えさせていただきます。

高齢化率が50%を超える本町におきましては、介護認定情報により、約1,800人の認知症の方がいると推計していますが、認知症になっても、安心して暮らし続けることができるよう、社会全体で認知症の方やその家族を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となるところでございます。

このため、本町は、平成27年6月に、郵便局、新聞販売店、電力会社、LPガス協会、水道検針員など43事業所と地域見守り協定を締結し、見守り活動を展開してまいりましたが、そこには個人情報という壁がありました。

この個人情報の取り扱いと認知症という緊急課題を解決するため、本年2月に、地域包括ケアシステムを構築する最も有効なツールである地域ケア会議に、大島郡医師会、柳井警察署、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ケアマネ協議会の代表者と、総務課、福祉課、介護保険課、地域包括支援センターで構成する専門部会を設置し、本年10月31日付で、認知症等の高齢者が行方不明になったときに、警察と協力団体と町で緊密に連携しながら、早期発見と保護に資する事前登録制の高齢者SOSネットワークをスタートさせたところであります。

このSOSネットワークは、本人または親族からの申し出により、介護保険課地域包括支援センターにおいて、認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者の写真や身体的特徴などの情報を事前に登録し、行方不明になったときに、協力団体に情報提供し、早期発見につなげるものであり、この事前登録した情報は、警察と町とで共有するものであります。

協力団体につきましては、消防団、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、さらには、町内全ての医療機関、介護事業所から同意をいただいております。

なお、SOSネットワークの詳細は、お正月に帰省される御家族等にも御理解をいただくため、広報12月号に掲載したところであり、藤本議員さんの御質問は、SOSネットワークが実行の段階を迎える中で、まことに時宜を得たものと存じます。

また、GPSの貸し出しについての御質問もいただいておりますが、認知症老人徘徊感知機器につきましても、原則、要介護2以上の方に対する介護給付における福祉用具貸与という制度があります。ただし、介護給付の対象となる福祉用具は、家の通路や出入りに設置する人感センサーと、ベッド等からの起き上がりや人の動きを察知するマットレスタイプのみとなり、外出時におけるGPSは含まれておりません。

本町といたしましては、人と人、人と地域で支え合うSOSネットワークを、より実効性の高いシステムとして推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 次に、防災行政無線での捜索協力における個人情報管理のガイドラインについてということにつきまして、御答弁をさせていただきます。

行方不明者捜索について、特に個人情報のガイドラインを設けてはおりませんが、防災行政無線放送につきましては、個人情報を直接本人から収集できないため、周防大島町個人情報保護条例第7条第3項第3号の、人の生命、身体又は財産の保護ため、緊急かつやむを得ないと認められるときに基づき——家族、親族がいない場合は自治会長等になりますが、の承諾と警察からの依頼を得て放送をしているところでございます。

次に、年末年始、夏季休暇等の長期休暇における警察対応の取り決めについての御質問でございますが、全国的にも行方不明高齢者の発生が増加しているところであり、本町においても、高齢者が行方不明となる事案が発生しています。行方不明者が発生した場合、通常は家族から警察への届け出があり、必要により警察から防災行政無線による放送または消防団による捜索活動の協力要請がございします。町といたしましては、町の責務として、警察の協力要請に応じる対応体制をこれまで行ってきたところでございます。

また、行方不明者について警察への届け出がなく、家族から直接、町に防災行政無線による放送や消防団による捜索活動の協力要請の依頼があった場合には、家族に対して警察への届け出を促すとともに、緊急性のある場合には警察の協力要請を待たず、町として初動対応体制をとるものとしておりますが、専門的な捜索知識、技術を持たないことから、二次災害を起こさない範囲での対応体制をとるものとしております。

行方不明者が発生した場合、迅速な対応が必要となり、早期発見は当事者の安全確保と家族の不安解消につながることから、適正な個人情報利用により、警察、消防等関係機関との協力体制

のもと、少しでも早期発見、保護につなげられるように努めてまいります。

なお、警察からの連絡は、平日の勤務時間中については総務課、政策企画課及び介護保険課が連携して対応し、休日夜間は宿日直者が受け、担当者に伝達することとしており、緊急時の対処に遺漏がないよう全職員の緊急連絡先を常備しておるところでございます。連休となる年末年始等の閉庁日においても同様の体制を敷いておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。

何件かの質問をさせていただければと思うんですけども、まず米軍機の騒音のことに関して御答弁をいただきました。私が、このたびこのような質問をいたしましたのは、この地域の中で地域格差、騒音が地域地域によって感じておられるその度合いが違うということが、とても大変気になったところであります。

あるところの方はそれほど不満がないけれども、あるところの方はかなり御負担に感じておられるという現状がございます。ですので、そのあたりの負担を感じておられる方、特に小さいお子さんであったりとか、お年寄りであったりとか、大変な負担があるところだと思います。そのようなところにやはりケアをしていく、手厚くしていくということが大事なことかなと思っておりましたので、このような御質問をさせていただいたところでもあります。

この米軍の岩国基地のことというのは、今後また移駐の数が61機に増えてということであるんですけども、今の北朝鮮の状況なんかを見ておりますと、もっと沖縄の縮小なんかはもしあったとすると、さらに騒音、飛行機が、航空機の移駐が増えるというようなことも考えられると思いますので、我々町といたしまして、町長はじめ、やはりそのような今後の長い目で見ていただくことが大切かなと思っております。

そのような中で、その聞き取り調査、私、先ほど申しあげました測定器を置かないまでも、その自治会レベルでというか、苦情ということではなくて、もっとポジティブにというか、能動的にこういった状況ですよというような情報収集——苦情での情報収集よりも、やはりよりよくというか、そういった情報収集のほうが効果があるかと思うんですが、そのような余地というかは、おありでしょうか。お聞かせをください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 地域のそういう、苦情とは言わないということでございますが、の感じられることというのは、私どもがその話を受けるのは大切なことだと思います。

ただ、私どもも地域の振興策やらも含めて、自治会長さんなり、そういった自治会長さんの集まりである自治会連絡協議会であったり、自治会連絡協議会の会員である方の集まりの自治会連合会であったりとかいうところがございますので、そういった場で意見をいただけるというかな

というふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） ありがとうございます。

あと一つ、行方不明者捜索の件で御質問させていただきます。

先ほど御答弁をいただきまして、このSOSネットワークというものをおつくりをいただいて、それを運用をいただくということで、大変ありがたい感謝の思いでございます。

このSOSネットワークが、うまくうまく運用されるとするならば、これは助かる方、そして心強く思われる方が多くなれることだと存じます。ですので、せっかくこのシステムができたので、もっともっとPRをしていただくとよろしいのかなと思うところであります。

そして、先ほどGPSの発信機ですとか、携帯電話ということについても御答弁をいただいたんですが、私も調べてみますと、どのようにしたらその費用をかけずに、このGPSの機能を得るかというようなことを考えましたら、大手の携帯電話会社では、持っている携帯にGPSの機能がついておれば、月額200円ぐらいの契約で、1回調べて10円ぐらいでこの方はここにいるよというようなことで調べることができるそうです。

ですので、GPS発信機を持って貸し出しというのが、ほかの自治体でもなさっておられるので重要なことだと思うんですが、そのような取り組みも、例えば携帯電話会社の方と協力をして、行事のときには携帯電話をなるべく持ってでかけてくださいですとか、携帯電話をなるべく普及をしましょうというようなことを呼びかけていくということも、一つの方法なのかなと思っております。

あと、認知症の行方不明の方だけではなく、例えば携帯電話やGPS端末というのは熱中症の方です。先ほども久保議員からお話が出ておりましたけれども、熱中症の方が例えば畑などに行って、そのままおぐあいが悪くなれるというようなことにおいても有用なのかなと思うところであります。このような、例えば携帯電話の利用ですとか、そのようなことにつきまして余地がありますかどうか、お聞かせをいただければと存じます。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 藤本議員さんより、GPS及び携帯電話等について再質問をいただきました。

藤本議員さんの御指摘どおり、GPSや携帯電話は、認知症高齢者の徘徊事案に対するための有効な手段の一つであるというふうに考えております。しかしながら、GPSや携帯電話にはさまざまなメーカーや機種もありまして、またGPSや携帯電話を用いた位置情報の把握は、場合によっては、24時間体制で個人の行動を監視するという新たな個人情報の問題が発生することも予測されます。

行政が施策として取り組むためには、それらの課題を解決しなければならないというふうを考えておまして、そのための調査検討が必要であると考えております。

私は、先ほど、本日配付いたしております広報で、SOSネットワークを、お正月に帰省される方にも周知する旨を申し上げましたが、GPSや携帯電話を用いて親の安否を確認するのは、個人情報の観点からも、まずは家族であると考えております。

本町では、介護保険課に認知症地域支援推進員や初期集中支援チームを設置するとともに、県内の著名な医師による住民向けの講演会の開催、また、県内で最初の認知症を支える家族会である、ひだまりの会の30周年記念行事などが開催されておりますが、そのたびに文化センターのホールが満員の状況でありまして、町民の認知症に対する意識の高さを感じているところでございます。

また、認知症サポーター養成講座も学校や職域でも開催し、12月1日現在で1,279名のサポーターも養成をしております。

こうした一つ一つの着実な取り組みが、認知症を正しく理解し、支え合う、誰もが幸せに暮らせるまちづくりにつながるものと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 済みません。御答弁をいただきまして、ありがとうございました。最後に御要望をさせていただきたいと思っております。

岩国基地の艦載機移駐の問題にいたしましても、この屋代川の保全管理のことにつきまして、また、この行方不明のことに関しましても、私も準備をする中で調べさせていただくと、町の皆さん方の取り組み、大変大きくしていただいているということを感じたところであります。

ですが、せっかくすばらしい取り組みをしていただいているのに、それが町民の皆様までなかなか届いていないという状況もあるのかなと思います。もっともっとPRをしていただいて広めていただいて、そして皆さんが、皆さんの利益になるように運用をしていただければと思うところであります。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。

午後2時17分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、4番、砂田雅一議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大きな柱で、3つの問題についてお伺いします。

まず、特別徴収義務者、つまり事業者の方々に対する住民税、特別徴収決定通知書に個人番号の記載欄を設けないか、または記載しなくてもよいという方針に変えていただくことを要求します。

町職員や農協、会社など、事業所に勤めている方々は、町民税や社会保険料を直接納税しているのではなく、給料を支払っている事業者が職員から預かり、事業者が納入しています。その事業者のことを特別徴収義務者と言いますが、町がその特別徴収義務者に発行している納付書には、個人番号、いわゆるマイナンバーを記載する欄が設けられています。

これは、平成27年10月29日付の総務省令によって地方税法施行規則が改正され、その通知が地方自治体に通知されたことによって行われ始めました。しかし実際には、今年度は県内の自治体では、実際にマイナンバーを記入した自治体は少数であり、しかし本町では、残念ながらマイナンバーを記入するという方針をとりました。しかし、この方法では、納税者個人のマイナンバーが漏えいする危険性があることが、我が党だけでなく、全国保険医団体連合会や多くの団体から指摘されています。

このうち、日本弁護士連合会でも、1、普通郵便での郵送での漏えいの危険性。2、特別徴収義務者における漏えい等の危険性。3、マイナンバー法の規制内容が周知徹底されているとは言えないこと。この3つを理由として、各市町村の自主的な判断で通知書にマイナンバーを記載しない取り扱いとするよう意見書の提出が行われています。

この弁護士会の意見書の中には、2016年4月に、居酒屋を経営する会社から、400人程度のマイナンバーが盗まれたという事件が起こっていると指摘しています。周防大島町としても、町民の方々のプライバシーを守るという立場に立ち、決定通知書にマイナンバー記載欄を設けない。またはマイナンバーは記載しないという方針とすることを求めます。

次に、イノシシの被害に対する補助制度の拡充について、2点、伺います。

イノシシの侵入を防ぐための方法として、現在、電気柵やメッシュ柵が多く使われているようです。このワイヤーメッシュ柵の購入に対する町の補助制度は、資材費の2分の1の補助で、上限が5万円となっています。これはこれで農家の方々をはじめ、イノシシの被害を防ぐために大いに役立ってきたと思われまます。

しかし、イノシシの被害地域が拡大し長期にわたるため、そのワイヤーメッシュ柵を新たに設置する方がまだまだおられることと、さらに数年前に設置したところのメッシュを新たに更新したいという希望者もいらっしゃるようです。そこで、補助制度の拡充をして、上限の5万円をさ

らに引き上げていただくなど、その拡充を求めます。

イノシシ被害の2点目は、以前にも指摘しましたが、やはり捕獲したイノシシを穴を掘って埋めるという作業が大変だという声を伺います。日本農業新聞でも穴を掘って埋める作業が大変であることが、問題視されていることが指摘されています。

その対策として、イノシシを焼却して処分する方法をとっている自治体もあり、しかも、それが広がっていることも報道されています。京都府や福井県、北海道では、複数の自治体で広域的に焼却施設を共同で運営しているところもあるとしています。山口県内でも一部の自治体で、この焼却場がつくられて運営されています。

この焼却施設の活用と食肉用のジビエの利活用もリンクさせることも指摘されています。イノシシをジビエにする際にも、必ず処分するものが出てくるので、この焼却施設がジビエの利活用に貢献できるものになるのではないかというふうにも言われています。

このジビエについては、クリアすべきいろんな問題があるようなので、この議論は別の機会に言わせていただきます。いずれにしても、こうした穴を掘って埋めるという大変な労力を軽減し、その労力をさらに多くのイノシシの捕獲に向かわせるためにも、こうした焼却場の建設の検討をお願いを申し上げます。

3つ目に、子どもの医療費助成制度の拡充について伺います。

本町では、県制度の小学校就学前までの乳幼児医療助成制度に、さらに上乘せされ、中学校卒業までの子供たちを対象として、医療費の助成が行われています。28年度の決算では、ゼロ歳から小学校6年生までが対象になる、ちびっ子医療費助成事業が約1,500万円で、中学生医療費助成事業が約600万円の支出がされており、合計で9,182件の助成が行われたとしています。これはこれで大変喜ばれている制度であり、子供たちの健康を支える上でも、とても有効な福祉制度だと思います。

中学校卒業までを対象にし、しかも所得制限もない制度は、平成27年4月からスタートし、その当時は県内でも先進的な制度でした。しかし、それから間もなく3年がたとうしていますが、山口県内19の市町のうち、9の市町が何らかの形で対象年齢を中学校卒業までとしています。

さらに、阿武町と光市では、高校卒業までに年齢制限を引き上げていますから、実質的に19の市町のうち、中学校卒業以上としているのは、半数以上の11の市町ということになります。

私は、町内の子育て中の保護者の方々の生活を支える意味から、あるいは子供たちの健康を守る意味からも、この子どもの医療費の助成制度をさらなる拡充を行い、年々減少すると言われる子供たちが住みやすい環境をつくっていただきたいと思います。

本町の子どもの医療費に対する助成額を財政面から見てみると、山口県が出している、各市町

別の平成28年度の普通会計の歳入総額に占める子どもの医療費助成制度の平成29年度の予算額が、どれぐらいの割合になるかという比較があります。その中では、山口県の平均が0.59%であるのに対して周防大島町は0.25%で、県平均の半分にも満たないということがわかりました。

19の市と町を、子どもの医療費に対する助成額の歳入全体に占める割合が多いほうから順番に並べてみると、周防大島町は18番目になります。つまり県内で2番目に少ないということになります。引き上げるべき根拠は、この点からもあります。このことから見ても、子どもの医療費に対する助成制度のさらなる拡充が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、特別徴収義務者宛ての通知書の個人番号の記載欄についてという御質問でございました。

個人住民税に係る特別徴収税額通知書における個人番号の記載については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1号の規定に基づき、特別徴収に関する事務において個人番号利用事務実施者である市町村は、地方税法第321条の4第1項の規定及び地方税法施行規則第3号様式により、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対しまして、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知書を送付することとなっております。

また、平成29年3月6日付の総務省自治税務局通知による特別徴収税額通知への個人番号記載に関するQアンドAによりまして、市町の判断で個人番号を設けない様式にすることについては、地方税法第43条により、市区町村は、総務省令で定める様式に準じて特別徴収税額通知書を作成することとされており、同様式に定められた記載事項である個人番号欄を削除することはできないということになっているというふうに認識をいたしております。

個人番号の記載を不記載やアスタリスク等による一部不記載については、公平公正な課税を行うため、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号を共有することができるよう、特別徴収税額通知書に個人番号を記載することとしており、個人番号利用事務実施者である市区町村は、地方税法及び地方税法施行規則に定める様式により、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知書を送付することになっており、個人番号の記載を不記載や一部不記載とすることは認めていないとの回答が改めて示されているところでございます。

このことから、本町におきましては、法令順守という観点から法令や総務省からの通知どおりの対応をすることとしておりますので——しておりますちゅうか、今までやっておりましたので、これらを鑑み、平成29年度から特別徴収税額通知書に個人番号の記載をし、去る平成29年5月11日に特別徴収義務者に送付したところであります。

来年度以降につきましても、今年度同様、法令順守により記載をしていきたいと考えておりましたが、昨日、平成29年12月14日付の官報速報において、2018年税制改正大綱案が公表されておりました。平成30年度分以後の個人住民税において、給与所得に係る特別徴収税額通知、特別徴収義務者用ですね。これについて当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織、eL TAX（エルタックス）を使用する方法、または光ディスク等により記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面マイナンバーの記載を行わないとするというふうに出ております。

現在、協議中ということでございますので、正式に大綱に掲載され、地方税法等が改正され次第、来年度以降につきましても、法令通知等に基づいて、適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございますので、これがきちんとしたその改正がなされれば、議員さんの御要望、御指摘のとおりに対応になるのではないかとこのように思っているところでございます。

後のイノシシと子ども医療費については、それぞれの担当部長から御答弁をさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんの大きい柱の2番目、イノシシ被害に関する助成についてについて答弁をいたします。

まずその中の最初、防護柵購入に対する町の補助限度額の増額を求めるとお答えします。

周防大島町鳥獣被害防止施設等整備事業は、有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のため、農家などが自衛手段として電気柵、金網柵等を設置する場合において、その経費の一部を補助することにより、本町の農業の振興を図ることを目的とし、平成23年度から補助金の交付を始めております。

補助金の額は、防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内とし、1団地当たり5万円を上限としております。

今年度、当補助金申請件数は、11月末日現在442件で、内訳は個人が436件、共同が6件であります。個人での申請件数436件のうち、補助の限度額の5万円を超える事業費で申請された件数は、全体の16%の70件でございます。確かに広大な農地をお持ちの方は、負担は大きいと思います。

一方、本町の侵入防止柵に係る資材費の補助制度は、県内の市町の中では優遇された補助制度と考えております。限られた予算の中で、一人でも多くの方にこの補助事業を活用していただき、イノシシから農作物を守っていくことを優先にし、補助金のあり方もイノシシ対策の基本的考え方として、捕獲と防御とすみ分けの3本柱を組み合わせ、バランスを考慮しながら対応していきたいと考えております。

つきましては、砂田議員、御提案の防護柵助成の増額とのことでありますが、現制度を継続させていくことで御理解をお願いしたいと思います。

なお、この際、3戸以上の耕作している集団農地を対象とする国の交付金による事業について御案内をいたします。

これまでの過去の実績は、本制度は100%、全額を補助対象となっております。しかし国の交付金にも限りがあります。当該年度の申請件数により補助割合が変わる場合、全額補助から9割、8割と下がることもあります。申請者の負担金が生じることになります。申請時には御留意の上、窓口にて相談をいただければと存じます。

この制度の概要については、本日配布しております、広報すおう大島12月号17ページにて、お知らせしているところでございます。

次に2つ目の、イノシシ捕獲後の処理について、穴を掘って埋める作業の軽減のために、専用の焼却施設の検討を求めますについてであります。

イノシシの捕獲は、大島郡猟友会の全面的な御協力のもと猟友会に委託しており、委託料は捕獲したイノシシを処分する経費までを含めたもので猟友会に支払っております。捕獲したイノシシは、自家利用、消費等で持ち帰る場合以外は、捕獲者が現場で埋設するか、各自で確保した場所に運び埋設処分していると聞いております。

専用の焼却施設の検討をということでございますが、仮に建設するとなると、その設置場所により、そこまでイノシシの運搬の負担やその時間など地理的な問題、またガソリン代、施設使用料、処分費等のコスト的な問題があるかと思えます。

また、大島郡猟友会役員に専用の焼却施設の必要性について照会してみましたが、当面、組織としての要望はないとの回答を得ております。捕獲後の処理につきまして、現場での対応に苦慮されている方もおられることは改めて認識いたしますが、今後は猟友会と協議していただくようお願いすることでご理解をいただきたいと存じます。

加えて、参考までに防護柵関係の平成23年度からの予算累計について申し上げます。

まず、町の単独事業、鳥獣被害防止施設等の整備事業を、昨年度は事業費約4,500万円です。内訳は、町補助が2,090万円、個人負担が約2,034万円であります。そして、23年度から本年11月までの累計は約1億4,800万円、そのうち、町補助は6,890万円、個人負担は約7,910万円となり、防護柵の累計延長は39万7,000メートルにも及んでおります。

次に、国の交付金事業では、平成23年度から本年度まで約1,900万円、全額補助であります。の交付があり、総延長は3万1,000メートルを設置しております。

以上、イノシシ被害に関する助成についての答弁といたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんの、子どもの医療費に対する助成制度についての御質問にお答えいたします。

本町の子ども医療費に対する助成につきましては、県の制度でありますゼロ歳児から小学校就学前までの子供を対象とした乳幼児医療費助成事業や、ひとり親家庭の母子や父子を対象としたひとり親家庭医療費助成事業、また、所得制限を設けずに町単独で取り組んでおります、小学校6年生までの医療費を全額助成する、ちびっ子医療費助成事業、さらに平成27年度より中学校1年生から3年生までを対象とした中学生医療費助成事業を実施しております、これらの事業により乳幼児から中学生までの全ての子供の医療費を完全無料化を行っているところであります。これは、県内においても先進的な取り組みでありまして、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っているところでございます。

砂田議員さん御質問の義務教育修了以降の拡充をとの御質問でございますが、義務教育修了後の進路につきましては、全ての子供が進学するわけではなく、就職等により親の扶養を外れる子供もおられるわけで、事業実施の給付要件等につきましては、不公平感のないよう慎重な検討が必要と考えております。

また、実施状況を見ましても、近隣市町では県事業に上乘せして、小学生までの医療費無料化までのところもでございます。

本町といたしましては、平成27年3月に周防大島町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、次代を担う町内の子供たちを全力で応援するまちづくりを推進しているところであります。

少子化対策や定住対策としての子育て支援の充実は、最重要課題の一つであると認識しておりますが、平成25年度より、保育所同時入所2人目以降無料化事業を町単独で実施するなど、国の施策よりも手厚い子育て支援策を講じているところであります。

これに加えて、義務教育修了から高校卒業世代までの医療費無料化を実現するためには、平成29年4月現在の高校生世代の401名で試算してみましたところ、年間約1,000万円の事業費が必要との見込みでありまして、やはり、恒久的な財源の確保の見通しが最重要課題であると考えております。

先ほど御説明いたしました、子どもの医療費に対する助成事業には、財源として再編交付金を充當いたしております。自主財源の厳しい本町におきましては、この事業実施の財源確保にあたり、平成19年度より再編交付金を基金として造成し、取り崩しを行いながら実施いたしておりますが、再編交付金も恒久的な財源ではなく、平成34年度で終了の見込みとなっております。

現在、関係市町と連携し、国に対して再編交付金の期間延長、増額の要望を行い、前向きな回

答はいただいておりますが、財源確保の見通しが立ったとまでは言えない状況であります。

加えて、普通交付税の合併算定替に伴う財政支援措置も平成31年度をもって全て終了することとなっており、さらに、人口減少に伴う普通交付税の減額などにより、今後の本町の財政事情はますます厳しさを増すことが予想されております。

これらのことから、義務教育以降の子どもの医療費助成制度の拡充につきましては、本町の将来の財政見通しを十分に見極めた上で、慎重に検討すべき課題だと考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 最初のマイナンバーの記載の件ですが、税制大綱の案が出されてということでした。この案が、案のとおりにいけば、書かなくて済むということになると思うんですけども、一つは、私はやっぱり提起しておきたいのは、問題としては、各団体がこの間、29年度からマイナンバーを通知書に書かせるということで指摘してきたことは、やはり各自治体が自主的な判断でそこをやるべきだと。国は、地方税法の施行規則で書けということになっているけれども、実際書かない自治体もいっぱいあったわけで、そこは納税者の方々のプライバシーといいますか、個人情報を守るというその立場でそういうことをしなかった。リスクがあるということでした。

ある町では、事業者がマイナンバーを保管する体制ができていないからということで、そういうことをしなかった町もあるし、ですから、国が言うから書かず、国が書かんでもええと言うから書かんでもええという立場ではなくて、納税者の方のそういうプライバシーを守るといふ、その立場に本来は立つべきだと思うんですよ。

そういう意味で、いみじくも今答弁されましたけど、この税制大綱案が出される前は、国の言うとおりにやるつもりじゃったと。国がこう言うてきたから、そこを見守るといふことで、そこに町としての、周防大島町としての独自の町民の納税者の個人情報を守るといふ、その立場からの検討はされていないように思うんですよ。そこを本来なら大事にしていきたいと。

この大綱がまだ今は案の段階で、最終的にどうなるかっていうのは、予断を持って見ているわけじゃありませんが、そういう立場にこういう場合は立つということをお願いしたいと思うんですが、その点からいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今年度までのことですね。今年度までは、マイナンバーを記載した特別徴収義務者に対する通知を行ってまいりました。これは、プライバシーが守れないおそれがあるというふうなことから、議員さんの御指摘はあると思っております。

私たちは、国のほうの制度としてプライバシーが守れるということを前提に、当然のことながら送っているというふうに思っております。これがプライバシーが守れないのだという前提に立

つのであれば、まず国のほうでこの制度自体、例えば、今の法律なりその規則なり、そこをやっていたかないと、私たちには法律はつくってあるんだけど、守るか守らないかはそちらの勝手ですよというふうに言われているわけじゃとてもないわけでございまして、今後のこともあると思いますが、法律にしても、施行令にしても、施行規則にしてもですが、当然のことながら守ることを前提に国は法律をつくり、また省令を発しているというふうに思っておりますので、私たちがそれを斟酌して、これを守るか守らないかというふうなことには、私は違うんじゃないかというふうに思っております。

ただ、プライバシーが守れないんじゃないかというおそれがあるという方が、たくさんおったということも事実だと思っております。そういうふうないろいろなことから、そういう指摘をされる方もたくさんおられました。そういうことでありますが、言うなれば、やはり国の制度であれば、国の制度はちゃんとあるのにもかかわらず、それは守るか守らないかは、市町村長にその裁量を任せるよというふうに書いてあれば、それも別だと思うんですが、それは違うというふうに私たちはこの件は思っております。

これは違うかもわかりませんが、以前、住基ネットをつなぐかつながないかということがございました。当時も当然、政府とすれば、国とすれば、住基ネットは全市町村をつなぐということになっておりましたが、当時、大変大きな問題になりましたが、住基ネットをつながないという市町村がたくさんありました。

しかしながら、それも、それはそこに対してその不安があるということをどんどん解消していくという制度改正もあったんじゃないかと思えますし、また、そういうことが明らかになったことによって、それぞれの市町村も全て住基ネットをつないだという経緯もございますので、例えば、今回のこの大綱が出たから、それは、私たちはこの大綱に従っていきたいと思いますが、いずれにいたしましても、その法律や施行令や施行規則を守らないことを前提に、守らないことを要求するというふうなことには、なかなか私たちは、町長としてそれを指示するということはなかなかできないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この1年間、29年度から、今年度からそういうやり方を始めていますので、この1年間だけでも、全体としては51の自治体で123事業所、310人分が何らかの形で、例えば、栃木県の宇都宮市では、事業者番号を誤って入力したとか、あるいはある町では、封筒の宛て名と中身を照合しないで別々のところに送ったと。これは4事業所で8人分、これも京都市の自治体ですね。

そういう形で、もう日本全国いろんな形で個人情報漏れる寸前まで、インシデントのような形でこういうことが起こってしまったわけです。それは、この制度を行うというときに、こうい

うことが起こるんじゃないのという多くの団体からの指摘がありながら、これをやってきたということもあった。だからその1年で、その方針を転換せざるを得ないところまで国のほうとしてはなったと思うんですね。

今、町長がおっしゃるように、国のそういう規則やら法律やらを町長が守らんわけにはいかんということでしたけれども、これは法律じゃなくて規則ですから、国も守らなくていいと言っているんですよ。（発言する者あり）笑いますけど。

1月26日に総務省が、住民税特別徴収決定通知書、特別徴収義務者用にマイナンバーを記載しない自治体に対して、法的な規制は何もかけないというふうに総務省は表明しました。国税庁も、マイナンバーが不記載でも、税務書類などの收受を拒否することはないというふうに、これは、全国中小業者団体連絡会というところの回答書としてそういうことを言っているわけですね。

それは各自治体の長に条例の制定権があるように、団体事務としてその意思を尊重するという意味にもなるわけですよ。だから、各首長がそれぞれの判断をしていって、町民の方々のプライバシー、個人情報を守るという立場に立つことが、今求められているんだということを弁護士連合会なんかも、きちんとそこを、まさにそこを指摘しているわけです。各市町村の長に。

だから、町長がおっしゃるように、国で決めたことじゃけ全然逆らえんというそういう立場ではなくて、町長が責任を持っているのは、町民の皆さん方の安全や福祉の向上などに責任を持っているわけですから、今回の問題では、たまたまこういうふうになりましたから、事の推移を見ていきたいと思えますけれども、仮にこの案が、またひっくり返ったとしても、そういう判断をしていただきたいということで、もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のこの問題は、非常に象徴的な問題だと思いますが、このようにプライバシーが守られないおそれがあるというふうな、例えばその政令省令が出たときに、それを守るか守らないかを各自治体の長、首長にその判断を委ねるというふうなことでは、私はこれはないんじゃないかというふうに思っております。というのは、逆らえないことはないですよという議員さんの御指摘でございましたが、例えばそれじゃあ、その規則を、そういう規則を出さないでくださいと、私からは申し上げたいと思っております。

法律があって、政令があって、そして省令規則があって、そこはできているけれども、それは守るか守らないかは御自由ですよというんだったら、そこにきちんとした、そういう実例をちゃんと出していただかないと、それはそこそこの判断に任せますよというのであれば、非常にこれから先、今後はこの問題だけではなくても、新しい法律ができれば、必ず施行令、施行規則ができると思えますが、それについて、施行規則は守らなくてもいいんだというような話にはならないんじゃないかと思えます。

ですから、今回のこの件については、そういうおそれが多分にあるということからして、この2018年の税制改正大綱ではそのように出ております。そしてまた、さらには当然ながら、規則の改正が行われるんだろうというふうに思っているところでございます。

ですから、今、砂田議員さんの御指摘のように、そういう守らなくてもいいものは、町長が考えて守らないようにするのが正解だというふうに聞こえましたが、それはその前段として、つくるほう側にぜひとも、もっと真面目にやれというふうに言いたいというふうに思っているところでございます。

これは、今回のこの税制だけではなくて、ほかにも新しい法律というのはどんどんできます。当然ながら、私たちに影響するものが出ると思います。これらについても、そのような判断で全部私たちが、その規則を見なければならないということになると、それはもうすごい大変なことになると思いますし、例えばそれじゃあ、QアンドAのようなのがいっぱい出てきますが、そのようなことを全部、どういいますか、守るか守らないかはQアンドAに書いていることとは違う判断をしてもいいんだということになりますと、非常に私たちは、行政執行というものはやりにくいし、また、むしろできないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そういうのをつくるなというのは、ぜひ国に向けて言っていただきたいと思いますが、私は守らなくていいと言っているわけじゃなくて、こうした施行規則で決めたものに対して、町長がそれぞれの自治体意志として判断する、そこは国が憲法に定められた地方自治の本旨として尊重すべきだと、尊重していくという趣旨の総務省や国税庁の見解だと思うんです。罰則がないというだけですから、国としてはもちろん守ってほしいというそういう伏線はもちろんあると思うんですが、それよりも、やっぱり町民の、何といいますかね、個人情報を守るというそういう立場に立つということが、今は必要なんじゃないかと。そこが私は問われているということを言いたいと思います。これはこれでおいておきます。

次に、イノシシの問題ですが、まず国の交付金制度で、3軒集まったら高率の補助が受けられる制度があるというのを伺ったんですが、そういう制度そのものが、どれだけ周知徹底されているのかという問題もありますし、もう一つは3軒が隣り合わせで、いいぐあいに補助に乗せられるかというところがどれだけあるかという、なかなか私の近所やら見ました限りでは、なかなかそういうものに該当できるものが、そもそも少ないような気もするんです。

もちろんそれはそれで国の制度を利用して、そこに、条件に当てはまるのであれば、大いにそこを使って高率の補助で行うということでもいいと思うんですが、今、やっぱり私がここで議論したいのは、町のその事業のところで、どうなのかというところをお願いしたいと思うんです。

そもそもこの資材費の半分で、上限が5万円という決まった根拠といえますか、どういうこと

で5万円、どういうことで半分というふうになったのかがあれば、お伺いしたいと思います。

もう一つは、これまでの実績として、平均で申請——このメッシュを買った人で、1人当たり平均、大体何メートルぐらいのメッシュを平均で買っているのか。もしそれがわかれば、お伺いをします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 町単独事業であります鳥獣被害防止施設等整備事業の件でございます。

私、先ほどの最初の答弁で、ちょっと数字を間違えておりました。ここで訂正をさせていただきます。単独事業の昨年度の事業費ですが、4,500万円、町補助が2,090万円、個人負担が2,340万円で訂正させていただいて、ここをどうも言い間違えたようでございます。おわびします。

今の砂田議員さんの質問でございます。この今の単独の鳥獣被害防止施設等整備事業のことでございます。

それと、先ほど、その前に交付金の事業でございますが、これきょうの、発行をしています町の広報紙です。この17ページに、きょう私たまたま窓口で持ってまいりました。ここに国庫事業の補助事業の要綱等を書いております。これをまた見ていただいて、また周知しているところでございますが、先ほど言いましたように、なかなか住民にとりか農家の方に周知していないのも事実かもしれません。口コミ等をするし、JA等にもそういうことも、また各農家の方が来たらということも、伝えていただければというふうに思います。

そして次に上限5万円の根拠でございます。この交付要綱を見ますと、平成23年4月1日に告示したものでございます。もう6年前の話なんで、当時の5万円の根拠は、私はちょっと、引き継ぎも聞いてはございませんが、先ほど答弁で申し上げましたが、県内の市町においても優遇された制度というふうに答弁いたしました。ちょっと県内の状況を見てみたいと思います。

この中で、個別の町を名指しするのはあれなんですけど、ここ近辺で、例えばK町というふうにするれば、ここは、これも単独事業というふうに思いますが、補助率が2分の1、上限3万円というふうになっています。T町でございますが、ここは補助率3分の1、上限2万円、H町は上限3万円というようなことでありまして、本町が必ずしも補助率が低いわけではないというふうに私は認識しております。

当時、23年なんでそのときのイノシシの状況を言いますと、まだ500頭ぐらいでした。多分そのときも議会と執行部とイノシシ対策についてすごく議論があったように、私、今ここで推測はするんですが、その中で当時5万円というのは、相当な破格の価格とは思いますが、もし町長さんがあとあれば、またお願いしたいというふうに思います。

ということで、5万円が増額を言われますが、周防大島町としたら、いい優遇された補助制度というふうに私は考えております。町として考えております。（発言する者あり）

それと、その中の金網柵、メッシュ柵と電気柵の平均的な数字でございますが、ちょうど資料がありまして、平成23年度実績で申し上げます。件数が687件、うち金網柵、メッシュ柵でございますが585件、約85%、電気柵が102件、15%、その受益面積が、金網柵が81万6,000平米、約82%、電気柵が17万4,000平米、約18%。この事業量です。延長になりましょうか、金網柵が6万9,297メートル、電気柵が3万4,845メートルになります。このうちの事業費が金網柵が約3,620万円、電気柵が約800万円の事業費になります。この中の補助金が金網柵が1,700万円、電気柵が約400万円になります。これを平均しますと、金網柵1申請当たり平均受益面積が1,395平米、電気柵が平均受益面積1,712平米、事業量、金網柵が1申請当たり118メートル、電気柵が342メートルで、平均の事業費が金網柵、メッシュ柵が約6万1,000円、電気柵が約7万8,000円というふうな数字になっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私も正確に覚えていないんですが、実は5万円を上限したときのお話っていうのは、今の実績でも1,300平米というのは1反3畝ですね、大体、この一つのつながっている耕作地ごとにやるわけですから、例えば私がこの耕作地に5万円、こちらにまた3万円、こちらに4万円と、こういうふうに耕作地ごとに補助申請はできるわけでございますから、特に大きな団地、例えば1ヘクタールもあるような団地とすれば非常にこれ難しい。上限を超してしまうということなんですが。通常1反5畝ぐらいのミカン畑を囲うのであれば、大体5万円かっというぐらいの想定で当初やったような記憶がいたしております。

それと、当時この事業がスタートしたころのメッシュちゅうのは、非常に簡易的なメッシュで安かったんですね。1枚が300円とか200何ぼとかっていうような安いメッシュを使っておったということもあって、1団地を囲うのに、5万円に届かないというふうなのが通常だったというふうに思っております。

ただ、最近はそういうメッシュじゃだめだということで、高額なもつと頑丈なメッシュを使おうということになりましたので、少し5万円をオーバーするというような事業費が出ておるといいうふうにも思っておりますが。特にこれを上限をどんどん上げてくださいますよというふうな要望は余り聞いていない。それよりもむしろ、いろいろな箇所でも何カ所もやれるというほうを優先したというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） この前、ケーブルテレビで普及所ですか、普及所が今名前変わってるんですかね、農作業のいろんな講座をやっているのを見たら、アルミメッキ、亜鉛メッキかな、亜鉛メッキのメッシュがやはり有効だということで、これがたしか100メートルで6万円っていうふうに画面に出ていて、その6万円が材料費のことを言っていたのかどうかというのはちょっと覚えていないからあれなんですけど、昔に比べれば、やはり昔の鉄だけのあれだと、下から小さなイノシシだと入ってしまうということで、今、農家は下のほうに針金を張ったりとかでそういう工夫をしていらっしゃるんですけども、今の亜鉛メッキのメッシュを新たにつけていないところをつけるのであれば、そういうものをつけたいしというような声も伺っています。町長は聞いていないかもわからないが私は聞いています。そういう方々にとっては、やはり今のこの5万円っていうのは厳しいと。その方は道路沿いの畑もあったりして、どうしても延長が長くなるので大変だという人もいらっしゃるわけですね。

この5万円っていうのが、ほかの町村に比べて高いからいいということで行くっていうこと、それは一つの根拠かもわかりませんが、やはり今の大島のイノシシの実態、それからイノシシが特に農家の所得に本当に深刻な影響を与えているというそういう実態、そういうものを鑑みてイノシシの補助も検討していくということも求めたいと思うんです。これはこれでもう一回お願いをします。

次の焼却施設についても一緒に伺っておきますので、またあとでまとめて答弁していただきたいと思うんですが、この焼却施設はこれも要望がないということでした。ですけど、いろんなところで、今の、イノシシの頭数がずっと横ばいになっているということが指摘されながら、その背景には捕獲した後の処理っていうものがなかなかうまくいっていないと。

国立環境研究所というところがあるんだそうなんですが、ここでそういう実態、今なかなかイノシシが増えているけれども、こういうふうには言っているんですね。駆除した個体の処理方針が決まっていないために、駆除計画の策定、推進に慎重な自治体が多いのが現状であると。この国立環境研究所は平成28年度から一般廃棄物の処理場、処理施設とこのイノシシの処理、焼却を統合、統合とは言っていないですが、連結できないかと、接続できないかと。その接続するためのいろんな制度や法律なんかの研究なんかを2016年と2017年、ことし、この2年間かけてその研究を行うという、そのことを書いた文書の中に、焼却施設っていうものがやはり大きなネックになっていると。

それから、さっき言うた日本農業新聞でも、イノシシを埋めようと思ったら、数メートルの穴を掘らにゃいけないというのがあって、それがやはり、捕獲頭数にも影響しているんじゃないかという論調の主張があります。その労力が大変なものになるということで、この解決の方法として焼却施設をつくるということで、今は検討しないということですが、今、焼却施設をつくって

るところでは、1日の処理能力がいろいろ、300キロ、1日に300キロぐらいは焼却できるというようなところ、100キロのイノシシであれば3頭ということになるわけですが、いろいろな規模によって、もちろん規模によって値段も違うし、そういう焼却能力も変わってくるわけですが、つくることそのものも、何頭であろうが、1日1頭焼くんでであろうが何じゃろうが、とにかく焼却そのものがだめだというお考えでしょうか。処理能力云々、予算云々の問題じゃないってことなのかどうか伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど部長のほうから答弁しましたように、猟友会がイノシシの捕獲については担っていただいております。今の現状では、成獣1頭当たり1万5,000円の捕獲費を出しておるわけですが、今度はその中から焼却費を出していただくということにも当然なと思います。今であれば、自分が掘っておけば1万5,000円は捕獲費で入ってくる。今度はそれを持って行って焼却すれば、焼却費は自分が出して、例えば5,000円出せば、1万円ほどが自分の捕獲費になるということになるんだらうと思います。

そういうふうなことからすると、猟友会のほうでも余り大きな関心が持たれていないということではないかと思えます。

それともう一点は、焼却施設を砂田議員さんは何カ所つくっていただきたいというふうに御要望いただいております。よくわかりませんが、周防大島町の場合、50キロ近くも東から西まであるわけですから、これだけの距離を運んでくる。例えば80キロ、100キロのイノシシを山から出してさらにトラックに積んで運んでくるというこの労力も、ものすごくあるのではないかとこのように思っております。

そういうこともありまして、実際に猟友会の皆さん方の御意見の中で、焼却をしなければ、埋めるのは大変だから焼却施設を全部つくってくれというような要望がないっていうのは、そういう意味ではないかというふうに思っているところでございます。

一般廃棄物の処分場でも焼却できないことはないというふうに思っております。ただ、これにもいろいろ条件がありまして、一般廃棄物の焼却場へ全部投げ込んじょきゃええというようなものじゃないと思いますが、どうしても焼却をするということになれば、それはそこで、今ある焼却施設を有効活用するということは考えなければならないか、また調整しなければならないというふうに思っているところでございます。ですから、そのような現在の状況の中で、当然ながら4カ所もつくとかちゅうのは当然不可能ですし、1カ所では、その近くの人は確かにいいと思いますが、遠く離れておるところではなかなか活用できないんじゃないかというふうな、そういうことを考えておるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 時間です。まとめを一言。

○議員（4番 砂田 雅一君） どうまとめようか。最後、子どもの医療費に、最後、済みませんが。高校生、もしやるとしたら1,000万円ぐらいは必要だということがわかりました。現在の、最初の質問で言いました、本町が子どもの医療費にかけている予算が県下では2番目に少ないということを言いましたけれども、仮にこの1,000万円、今3,500数十万円ということになっています、県の資料ではね。これが4,500万円になっても、仮にですね、そう山口県で飛び抜けた数字になるわけではないわけですね。

その財源っていうところから、基地交付金でやるかどうかというのは別として、財源っていうところから言えば1,000万円としても、それこそさっきの話じゃないけれども、県内全体のレベルから言えば、そう大きな財政的な負担ではない。大島にとっては大きな負担かも知れませんが、県内の各市町と比較した場合はそういうことになるわけです。その財政的な負担っていうところから、最後に質問して終わります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 子どもの医療費の総額が一般財源を占める割合というふうに聞き取ったんですが、すごく少子化が進んでおりますので、子供がすごく少ないということになりますから、当然のことながら子どもの医療は少ないと思います。

しかしながら、高齢者はたくさんおりますので、高齢者の医療費は大変大きく伸びておりまして、県下で国保税に占める医療費の割合というのは、本当にトップクラスにおるということでございますので、ただ、一般会計全体に占めるとか、一般財源に占める子どもの医療費の割合だけは、それは子供の人数が全部同じであれば他の市町村と比較ができるというふうに思いますが、それはちょっとナンセンスじゃないかというふうに思います。

それと、恒久財源のお話がありました。まさに恒久財源なんですね。こういう、例えば保育料の無料化とか、または子どもの医療費の、子供だけじゃなしに大人でもそうなんです、医療費の無料化とかいうものは、始めてしまうとなかなかやめることができないという事業だと思えます。それらの中で、恒久財源をきちんと将来が見通せない中で、今ここから取り組むというのは非常に不安であるというふうに思います。

他の議員さんの答弁の中でもお答えしましたが、非常に今この財政の問題、町の財政の問題に大きな懸念を持って取り組んでおるわけでございます。例えば、今、町の基金におきましては県下でも相当ウエートの高いところを占めておるということで、昨年度の決算の講評の中にも監査委員さんからもそこについては評価いただいたと思います。しかしながら、平成29年度のまず当初予算を思い出していただきたいんですが、普通交付税が2億6,100万円、前年度よりマイナスになっております。そして、財源不足のために2億4,300万円の財政調整基金を崩して繰り入れております。また、起債の償還に充てる財源として1億4,900万円を減債基金か

ら取り崩しております、トータルで6億5,400万円を取り崩してマイナスが出ておるわけ
です。

そういうことを考えますと、これだけはですね、来年度、30年度の予算では6億5,400万
円は削減しないと、これからずっと基金を取り崩しながら財政運営をしていくということになる
わけなので、そこらに大きな懸念を持っておりまして、新たに単独事業をずっと継続的に続ける
ような事業に取り組む場合は、相当な財源確保を見通した後でないと、なかなか取り組めない
というふうに思います。

きょうはたくさんの議論がありましたが、米軍再編交付金または県の交付金等もありました。
これらについても十分活用していきたいと思いますが、そこら辺のめどが立つ中で、この取り組
みができるかどうかということは十分検討していきたいと思っているところでございますので、
ぜひとも、財政、財源の問題についてよく議論しながら進めていけたらと思います。よろしくお
願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、12月18日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時36分散会
